

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 横 井 理 夫
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 令和4年10月1日～令和7年3月31日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物

- 件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和4年度に「役務の提供等」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において、特定銘柄製品名又はこれと同等のものとして特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- (郵便番号) 151-0052
- (所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
- (機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係
- (電話番号) 03-6407-7660
- (FAX) 03-6407-7649
- (E-mail) honbu-jigyousien1@niye.go.jp ※@の前は数字の1
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和4年8月1日(月) 12:00(必着)
- (4) 入札書の提出方法
- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならないものとする。
- (ア) 入札件名
- (イ) 入札金額
- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和4年8月31日開札[国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務]」の

入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和4年8月31日開札[国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務]の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和4年8月31日（水） 10:00～

国立吉備青少年自然の家 管理棟2階 会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑧ 競争加入者等は、開札に立ち会えない場合、開札不参加届(別紙5)を開札日時までに上記4の(1)に提出するものとする。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類(以下「競争参加資格の確認のための書類」という。)とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成

する。

- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 提出された書類を競争参加資格の確認及び履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(6) 本件業務の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

別紙2 入札書（様式A 1～A 3）

別紙3 委任状（様式B 1～B 3）

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

別紙5 開札不参加届

別紙6 誓約書

別冊1 仕様書

別冊2 契約書（案）

競争加入者の立場により、別紙2の入札書A 1からA 3及び別紙3の委任状B 1からB 3を使用すること。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 事前の提出書類

1. 競争参加資格の確認のための書類
令和4度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し …… 1部
2. 履行できることを証明する書類
（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）
 - (1) 契約実績書（官公庁等に対する類似の契約実績＜契約書・仕様書＞の写し） …… 1部
※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。
また契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額、定価等記載可能な事項）での提示を可能とする。
 - (2) 都道府県公安委員会が発行する警備業の認定証の写し …… 1部
 - (3) 会社の概要を示す資料（会社概要等） …… 1部
 - (4) 業務体制表 …… 1部
（作業人数、人員配置、作業手順、業務実施体制（組織）図、緊急時連絡体制図等）
 - (5) 業務従事予定者リスト …… 1部
3. 入札書（定型封筒に入れ密封の上、封をした箇所に入札者の印で割印する） …… 1部
※契約期間中に掛かる全経費の110分の100に相当する金額を記入すること。
4. 委任状（見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式B2） …… 1部
5. 参考見積書（代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。） …… 1部
※参考見積書については、警備業務、清掃業務における日常清掃や定期清掃等の各費目の内訳について、できる限り詳細に記載すること。
6. 開札不参加届（別紙5：開札不参加の場合） …… 1部
7. 誓約書（代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。） …… 1部

<提出方法>

1. 提出期限 令和4年8月1日（月）12時00分（必着）（6. は開札日まで）
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

II 入札時の提出書類

1. 委任状（入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。代理人の場合
様式B1 若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2 及び様式B3） …… 1部
 2. 代理人（復代理人）の名刺 …… 1部
- ※ その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること。

III 落札決定後の提出書類

1. 落札内訳書（落札日付） …… 1部
2. 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） …… 1部
3. 警備業者が顧客に交付する書面等（警備業法第2条第1項第1号による）（契約締結前分）
…… 1部
4. 警備業者が顧客に交付する書面等（警備業法第2条第1項第1号による）（契約締結時分）
…… 1部

<提出方法>

1. 提出期限 落札決定後、速やかに。
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入札書

件名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

1. 警備業務 円 ①

2. 日常清掃業務(随時清掃業務を除く) 円 ②

3. 定期清掃業務 円 ③

4. 随時清掃業務(単価契約)

形態	予定数量	単価	小計 (予定数量×単価)	
管理棟2階 浴室・脱衣室	87回	円	円	④
管理棟3階 浴室・脱衣室	433回	円	円	⑤
生活関連棟2階 大浴室(もり) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円	⑥
生活関連棟2階 大浴室(もり) 浴槽	188回	円	円	⑦
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円	⑧
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 浴槽	188回	円	円	⑨
ロッジ1階 大浴室(ももたろう) 脱衣室・浴室	186回	円	円	⑩
ロッジ1階 小浴室(おに) 脱衣室・浴室	186回	円	円	⑪
野外トイレ キャンプ場イヌ村 トイレ(シャワー室)	33回	円	円	⑫

入札金額(①～⑫の合計) 円也

※入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額(単価を含む)の110分の100に相当する金額を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和4年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入 札 書

件 名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

1. 警備業務 円 ①

2. 日常清掃業務(随時清掃業務を除く) 円 ②

3. 定期清掃業務 円 ③

4. 随時清掃業務(単価契約)

形態	予定数量	単価	小計 (予定数量×単価)
管理棟2階 浴室・脱衣室	87回	円	円 ④
管理棟3階 浴室・脱衣室	433回	円	円 ⑤
生活関連棟2階 大浴室(もり) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円 ⑥
生活関連棟2階 大浴室(もり) 浴槽	188回	円	円 ⑦
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円 ⑧
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 浴槽	188回	円	円 ⑨
ロッジ1階 大浴室(ももたろう) 脱衣室・浴室	186回	円	円 ⑩
ロッジ1階 小浴室(おに) 脱衣室・浴室	186回	円	円 ⑪
野外トイレ キャンプ場イヌ村 トイレ(シャワー室)	33回	円	円 ⑫

入札金額(①～⑫の合計) 円也

※入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額(単価を含む)の110分の100に相当する金額を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとて、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和4年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 横井 理夫 殿

競争加入者
住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人
住 所
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入 札 書

件 名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

1. 警備業務 円 ①

2. 日常清掃業務(随時清掃業務を除く) 円 ②

3. 定期清掃業務 円 ③

4. 随時清掃業務(単価契約)

形態	予定数量	単価	小計 (予定数量×単価)
管理棟2階 浴室・脱衣室	87回	円	円 ④
管理棟3階 浴室・脱衣室	433回	円	円 ⑤
生活関連棟2階 大浴室(もり) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円 ⑥
生活関連棟2階 大浴室(もり) 浴槽	188回	円	円 ⑦
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 脱衣室・浴室(洗い場)	433回	円	円 ⑧
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 浴槽	188回	円	円 ⑨
ロッジ1階 大浴室(ももたろう) 脱衣室・浴室	186回	円	円 ⑩
ロッジ1階 小浴室(おに) 脱衣室・浴室	186回	円	円 ⑪
野外トイレ キャンプ場イヌ村 トイレ(シャワー室)	33回	円	円 ⑫

入札金額(①～⑫の合計) 円也

※入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額(単価を含む)の110分の100に相当する金額を記入すること。

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとて、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和4年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理 事 横井 理夫 殿

競争加入者
住 所
会 社 名
氏 名

復代理人
住 所
復代理人氏名

印

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

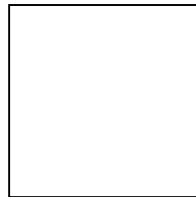
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年6月10日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

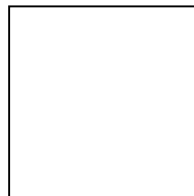
受任者(代理人) 住 所
会社名
氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6.

委任期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

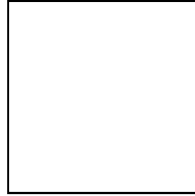
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和4年6月10日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所

会 社 名

代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A2若しくはA3で作成してください。
 - ① 様式A2は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B1からB3の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B1は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。

なお、この場合の入札書は、様式A2となります。
 - ② 様式B2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B2を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B3を使用する場合は、様式B2も併せて必要になります。
- (3) 様式B2の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

令和 年 月 日

開 札 不 参 加 届

独立行政法人国立青少年教育振興機構 御中

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

件 名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

弊社は、上記入札書を提出しましたが、都合により開札(令和4年8月31日(水)10時00分～ 国立吉備青少年自然の家 管理棟2階 会議室)に立ち会うことができません。

なお、2回目以降の入札につきましては辞退しますので、よろしくお願い致します。

以上

誓 約 書

令和4年6月10日付けで入札公告した「国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務」について、入札説明書における「3 競争参加資格」の(1)に該当しないことを誓約します。

なお、契約締結後に虚偽の事実が判明した場合には、貴機構の指示に従います。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 横井 理夫 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

仕 様 書

1. 件名

国立吉備青少年自然の家清掃業務

2. 業務の目的

受注者は、発注者の運営方針等を十分に理解し、本仕様書に基づき清掃業務を実施することにより、施設を清潔に保ち、利用団体等に快適な研修等の環境を提供することを目的とする。

3. 履行場所

岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家

4. 業務実施期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日

※ただし、12月29日～1月3日は除く。

5. 業務実施日及び業務実施時間

別紙3「業務実施日カレンダー」に示す業務実施日において、8時45分から業務を開始し、17時30分までに完了するものとする。

6. 業務内容

本仕様書に基づき、業務を確実に実施すること。業務の詳細は、別紙1「清掃業務実施要領」によるものとする。

7. 業務従事者数

業務に支障のないよう適切に業務従事者を配置すること。

8. 業務従事者の要件

- (1) 心身ともに健康で、発注者の運営方針等や指示を理解できる者とする。
- (2) 本仕様書に定める業務内容を理解し、円滑に業務を遂行できる知識、技術及び経験を有する者とする。

9. 清掃範囲、回数及び面積

別紙1「清掃業務実施要領」及び別紙2-1「施設配置図」、別紙2-2「平面図」のとおりとする。

10. 請求金額

発注者に対する毎月の請求金額は、次の(1)及び(2)の合計金額とする。

- (1) 別紙1「清掃業務実施要領」において、単価契約の定めがある随時清掃箇所については、業務実施月の実績数量に契約書に定める契約単価を乗じた金額とする。なお、予定回数は別紙1「清掃業務実施

要領」のとおりである。

(2) (1)を除く清掃箇所については、契約書に定める月額とする。

11. 発注者及び受注者の負担区分

(1) 発注者は、業務従事者の控室を無償で貸与するものとする。

(2) 発注者は、利用団体等が使用する消耗品（トイレトペーパー、手洗用石鹼水、汚物用ゴミ袋、くず入れ用ゴミ袋）及び業務に必要な消耗品を負担するものとする。

なお、これらについて補充を要することとなった場合は、必要最低限の数量を月単位で取りまとめ、書面をもって発注者に補充を依頼すること。

(3) 受注者は、業務に必要な機材及び(2)を除く消耗品を負担するものとする。

(4) 発注者は、業務に必要な光熱水料及び燃料費を負担するものとする。

12. 管理体制

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務従事者の身元、衛生及び規律の維持に努めること。

(3) 業務従事者に係る労務災害の一切は受注者の負担とする。

(4) 業務開始日時までに、緊急時の連絡体制について説明した書類（様式任意）及び業務従事者の履歴書（顔写真貼付）の写しを発注者へ提出し、その承認を得ること。

(5) 緊急時の連絡体制、業務従事者を変更する場合は、遅滞なく(4)と同様の手続きを行うこと。

(6) 業務従事者に対して、常に清潔な専用の制服を着用し、受注者の法人（団体）名の入った名札を身に付けるとともに、身分証明証を携帯させること。

(7) 業務従事者に対して、建物及び設備の配置状況等を教育するとともに、誠意ある態度と言葉使いで利用団体等と接するよう指導すること。

(8) 受注者は、発注者と常時連絡の取れる体制を整え、緊急時等においてはその指示等に従い迅速に対応すること。

13. 検査

一日の業務完了後、別紙4-1「清掃業務日報（日常清掃）」を作成のうえ発注者に提出し、目視等により発注者の検査を受けるものとする。定期清掃については別紙4-2「清掃業務日報（定期清掃）」を作成のうえ発注者に提出すること。検査の結果、本仕様書と不整合が認められた場合、受注者は直ちに清掃をやり直すこと。

なお、別紙4-1「清掃業務日報（日常清掃）」及び別紙4-2「清掃業務日報（定期清掃）」は、予め発注者が用意し、受注者へ提供するものとする。

14. その他

(1) 令和4年9月20日までに、前期受注者と業務の引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、書面をもって発注者に報告すること。

(2) 本業務の次期契約を受注しないこととなった場合は、次期受注者に対して引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、書面をもって発注者に報告すること。

- (3) 業務実施にあたり、予め発注者と打ち合わせを行い、本仕様書の内容について発注者、受注者双方
共通認識を図ること。
- (4) 業務従事者は、業務実施のために発注者から借用した鍵について、その指示に従い適切に使用する
こととし、取り扱いには十分注意すること。また、業務終了後には速やかに発注者へ返却すること。
- (5) 業務従事者は、業務実施中に落とし物等を発見した場合は、発注者に届け出ること。
- (6) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するも
のとする。

清掃業務実施要領

国立吉備青少年自然の家

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9					
管理棟 (1F～3F)	廊下 (1F・3F)	ビニール床シート	帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	80.07	382回	30,586.74	
	階段 (1F～3F)	ビニール床シート	帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	63.77	382回	24,360.14	
	トイレ (1F)	モザイクタイル	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取り、汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタンク等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	8.80	382回	3,361.60	
	トイレ (2F)	Pタイル (踏込) ビニール床シート (トイレ)	踏込はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタンク等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	19.74	382回	7,540.68	
	トイレ (3F)	モルタル塗床 (踏込) ビニール床シート (トイレ)	踏込はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタンク等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	17.94	382回	6,853.08	
	浴室・脱衣室 (2F)	Pタイル (踏込) ポリ塩化ビニール (脱衣室) モザイクタイル (浴室)	踏込は、帯電剤付モップで掃除すること。 脱衣室は、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 浴室は、洗剤を用いて掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。 桶・腰掛は、たわしで水洗いし、かげ干しにすること。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な場合は、発注者の指示により実施。		該当区分無し	9.40	87回	817.80	
	浴室・脱衣室 (3F)	Pタイル (踏込) ポリ塩化ビニール (脱衣室) モザイクタイル (浴室)	踏込は、帯電剤付モップで掃除すること。 脱衣室は、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 浴室は、洗剤を用いて掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。 桶・腰掛は、たわしで水洗いし、かげ干しにすること。 シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な場合は、発注者の指示により実施。		該当区分無し	9.40	433回	4,070.20	
	ホール (3F)	レンガタイル モルタル足ふきマット	紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 マット類が特にひどく汚れた部分は、雑巾で拭き取ること。 降雨・降雪の時は、清掃回数を増加して入念に行うこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	24.00	382回	9,168.00	
	玄関 (3F)	レンガタイル モルタル足ふきマット ガラス (自動ドア)	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 マット類の特にひどく汚れた部分は、雑巾で拭き取ること。 降雨・降雪の時は、清掃回数を増加して入念に行うこと。 自動ドアのガラスは、内外両面を磨くこと。最初にガラス面に清水を使用して雑巾で拭き、次に乾いた雑巾で拭きあげること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	レンガタイル モルタル足ふきマット 132.63 ガラス 27.60	382回	レンガタイル モルタル足ふき マット 50,664.66 ガラス 10,543.20	

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃 区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考	
				3/10～11/30	12/1～3/9						
研修棟 (1F～2F)	廊下 (1F)	レンガタイル ビニール床シート	レンガタイルは、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 ビニール床シートは、帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	レンガタイル 27.24 ビニール床 シート 44.64	レンガタイル 383回 ビニール床シート 383回	レンガタイル 10,432.92 ビニール床 シート 17,097.12	(年1回) 汚れ剥離洗浄 ワックス塗布あり	
	階段 (1F)	レンガタイル ビニール床シート	レンガタイルは、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 ビニール床シートは、帯電剤付モップで掃除すること。 ビニール床シートは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする事。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	レンガタイル 7.92 ビニール床 シート 48.90	レンガタイル 383回 ビニール床シート 383回	レンガタイル 3,033.36 ビニール床 シート 18,728.70	(年1回) 汚れ剥離洗浄 ワックス塗布あり	
	トイレ (1F)	レンガタイル (前室) モルタル塗床 または ビニール床シート (トイレ)	前室はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする事。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取る事。 トイレトペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	48.91	383回	18,732.53		
	ラウンジ (1F)	ビニール床シート	紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	30.36	383回	11,627.88	(年1回) 汚れ剥離洗浄 ワックス塗布あり	
	ホール (1F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	62.76	383回	24,037.08		
	階段 (2F)	レンガタイル	レンガタイルは、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	40.80	383回	15,626.40		
	ホール (2F)	レンガタイル モルタル足ふきマット ガラス (自動ドア)	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 マット類の特にひどく汚れた部分は、雑巾で拭き取ること。 降雪・降雪の時は、清掃回数を増加して入念に行うこと。 自動ドアのガラスは、内外両面を磨くこと。最初にガラス面に清水を使用して雑巾で拭き、次に乾いた雑巾で拭きあげること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	レンガタイル モルタル 足ふきマット 122.33 ガラス 31.6	383回	レンガタイル モルタル 足ふきマット 46,852.39 ガラス 12,102.80		
	連絡通路	連絡通路	ビニール床シート コンクリート	コンクリートは、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 ビニール床シートは、帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週6回(月曜日を除く)	週6回(月曜日を除く)	E区分	ビニール床シート 95.26 コンクリート 52.50	ビニール床シート 767回 コンクリート 767回	ビニール床 シート 73,064.42 コンクリート 40,267.50	(年1回) 汚れ剥離洗浄 ワックス塗布あり
	宿泊棟 (1F～2F)	洗濯室 (1F)	レンガタイル	レンガタイルは、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 排水口、排水パイプ等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取り、洗剤を用いて掃除すること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	29.87	383回	11,440.21	
		洗面所 (1F・2F)	ビニール床シート	帯電剤付モップで掃除すること。 洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする事。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 手洗い器前扉等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取る事。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	31.08	383回	11,903.64	
トイレ (1F)		ビニール床シート	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする事。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレトペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週6回(月曜日を除く)	週6回(月曜日を除く)	E区分	37.74	767回	28,946.58		

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9					
宿泊棟 (1F～2F)	トイレ (2F)	レンガタイル (前室) ビニール床シート (トイレ)	前室はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びビスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレトベーパー及び石鹸水等の消耗品を常備しておくこと。	週6回(月曜日を除く)	週6回(月曜日を除く)	E区分	62.27	767回	47,761.09	
	廊下 (1F・2F)	ビニール床シート	帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	204.04	383回	78,147.32	(年1回) 汚れ剥離洗浄 ワックス塗布あり
生活関連棟 (2F・3F)	廊下 (2F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	157.12	383回	60,176.96	
	ホール (2F・3F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	138.23	383回	52,942.09	
	大浴室(もり) 脱衣室 (2F)	レンガタイル (踏込) モルタル どうむしろ敷 (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	踏込・脱衣所とも、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 どうむしろ敷・スノコは、掃き掃除後、雑巾で水拭きすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 ゴミ箱のゴミは廃棄すること。 脱衣棚は、雑巾で水拭きすること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。	該当区分なし	42.59	433回	18,441.47		
	大浴室(もり) 浴室(洗い場) (2F)	モザイクタイル	浴室(洗い場)は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 桶・腰掛は、たわしで水洗いし、かげ干しにすること。							57.25
	大浴室(もり) 浴槽 (2F)	モザイクタイル	浴槽は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 浴槽は、廃湯を行うこと。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。	該当区分なし	39.88	188回	7,497.44		
	小浴室(いずみ) 脱衣室 (2F)	レンガタイル (踏込) モルタル どうむしろ敷 (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	踏込・脱衣所とも、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 どうむしろ敷・スノコは、掃き掃除後、雑巾で水拭きすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 ゴミ箱のゴミは廃棄すること。 脱衣棚は、雑巾で水拭きすること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。	該当区分なし	20.72	433回	8,971.76		
	小浴室(いずみ) 浴室(洗い場) (2F)	モザイクタイル	浴室(洗い場)は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。							31.59
	小浴室(いずみ) 浴槽 (2F)	モザイクタイル	浴槽は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 浴槽は、廃湯を行うこと。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。	該当区分なし	16.38	188回	3,079.44		

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃 区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9					
生活関連棟 (2F・3F)	トイレ (2F)	レンガタイル (前室) ビニール床シート (便所)	前室はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週6回(月曜日を除く)	週6回(月曜日を除く)	E区分	40.56	767回	31,109.52	
	トイレ (3F)	モルタル塗床 または ビニール床シート (便所)	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	35.24	383回	13,496.92	
	階段 (3F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	16.96	383回	6,495.68	
	グリーンルーム (3F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	3.35	383回	1,283.05	
ブレイホール	廊下	モルタル塗床	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	27.27	382回	10,417.14	
	トイレ	モルタル塗床	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	31.50	382回	12,033.00	
クラフト棟 (1F・2F)	トイレ (1F)	モザイクタイル	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	24.72	382回	9,443.04	
	ホール (1F・2F)	Pタイル	帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	71.49	382回	27,309.18	
	階段 (2F)	Pタイル	帯電剤付モップで掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	18.16	382回	6,937.12	
ロτζジ (1F・2F)	玄関 (1F)	レンガタイル モルタル 足ふきマット ガラス (玄関口)	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 マット類の特にひどく汚れた部分は、雑巾で拭き取ること。 降雨・降雪の時は、清掃回数を増加して入念に行うこと。 玄関口のガラスは、内外両面を磨くこと。最初にガラス面に清水を使用して雑巾で拭き、次に乾いた雑巾で拭きあげる。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	レンガタイル モルタル 足ふきマット13.32 ガラス 29.58	382回	レンガタイル モルタル 足ふきマット 5,088.24 ガラス 11,299.56	

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考										
				3/10～11/30	12/1～3/9															
ロッジ (1F・2F)	ホール (1F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 マット類の特にひどく汚れた部分は、雑巾で拭き取ること。 降雨・降雪の時は、清掃回数を増加して入念に行うこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	65.93	382回	25,185.26											
	中廊下・外廊下 (1F)	コンクリート	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	105.02	382回	40,117.64											
	トイレ (1F)	モザイクタイル	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする事。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取る事。 トイレトペーパー及び石鹸水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)	B区分	37.18	382回	14,202.76											
	大浴室(もたろう) 脱衣室 (1F)	レンガタイル (踏込) ビニール床シート (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	踏込・脱衣室とも、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 脱衣室は、モップ拭きをすること。 スノコは、掃き掃除後、雑巾で水拭きすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 ゴミ箱のゴミは廃棄すること。 脱衣棚は、雑巾で水拭きすること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。	発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。	該当区分無し	186回	29.64	9,192.12												
	大浴室(もたろう) 浴室 (1F)	御影石	浴室及び浴槽は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 桶・腰掛は、たわしで水洗いし、かげ干しにすること。				49.42													
	小浴室(おに) 脱衣室 (1F)	レンガタイル (踏込) ビニール床シート (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	踏込・脱衣室とも、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 脱衣室は、モップ拭きをすること。 スノコは、掃き掃除後、雑巾で水拭きすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 ゴミ箱のゴミは廃棄すること。 脱衣棚は、雑巾で水拭きすること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。				発注者指示 <単価契約> ※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な 場合は、発注者の指示により実施。			該当区分無し	186回	27.61	7,525.56							
	小浴室(おに) 浴室 (1F)	御影石	浴室及び浴槽は、廃湯した後に洗剤を用いて棒ずりで清掃のうえ水洗いすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取る事。 桶・腰掛は、たわしで水洗いし、かげ干しにすること。									40.46								
	洗濯室 (1F)	レンガタイル ビニール床シート コンクリート	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 ビニール床シートは、モップ拭きをすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。									週3回(水・金・日)			週3回(水・金・日)	B区分	12.60	382回	4,813.20	
	湯沸室 (1F)	モザイクタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。									週3回(水・金・日)			週3回(水・金・日)	B区分	3.89	382回	1,485.98	
	階段 (1F・2F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。									週3回(水・金・日)			週3回(水・金・日)	B区分	12.52	382回	4,782.64	
ホール (2F)	レンガタイル	シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。	週3回(水・金・日)									週3回(水・金・日)			B区分	16.89	382回	6,451.98		

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単価契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9					
野外トイレ	利用者駐車場 トイレ	コンクリート (前室・スロープ) モザイクタイル (トイレ)	前室・スロープはシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)	A区分	52.06	383回	19,938.98	
	キャンプ舎倉庫 トイレ	モザイクタイル	シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	無し	C区分	9.99	263回	2,627.37	
	キャンプ場イヌ村 トイレ	コンクリート (前室・階段) モザイクタイル (トイレ)	前室・階段はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	無し	C区分	66.22	263回	17,415.86	
	キャンプ場イヌ村 トイレ(シャワー室)	コンクリート (踏込) ポリ塩化ビニール (脱衣室) モザイクタイル (シャワー室)	踏込、脱衣室は、シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。 シャワー室は、洗剤を用いて掃除すること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 脱衣室のマットは、よく乾燥させること。	発注者指示 <単価契約>		該当区分無し	41.11	33回	1,356.63	※利用状況に応じて、発注者の指示により実施。 ※利用のない状況であっても、衛生管理上必要な場合は、発注者の指示により実施。
	キャンプ場ギジ村 トイレ	コンクリート (前室) モザイクタイル (トイレ)	前室はシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 手洗場は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取り、汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(火・木・土)	無し	C区分	72.43	263回	19,049.09	
	ロッジ炊飯場 トイレ	コンクリート (前室・スロープ) モザイクタイル (トイレ)	前室・スロープはシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをする。 高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。 紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。 巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。 便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。 鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。 汚物入れは、汚物を廃棄すること。 扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。 トイレットペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。	週3回(水・金・日)	無し	D区分	34.67	263回	9,118.21	

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		清掃日程 【別紙2の各清掃 区分参照】	面積 (㎡)	回数 【単備契約の場合は、 予定回数を示す。】	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9					
野外トイレ	山小屋なるたき トイレ	コンクリート	<p>シダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。</p> <p>高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。</p> <p>紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。</p> <p>巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。</p> <p>便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。</p> <p>手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。</p> <p>鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。</p> <p>汚物入れは、汚物を廃棄すること。</p> <p>扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。</p> <p>トイレトペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。</p>	週3回(水・金・日)	無し	D区分	24.49	263回	6,440.87	
	山小屋なるたき 休憩室	コンクリート	<p>シダホウキで掃き掃除をし、塵埃の飛散防止に留意すること。</p> <p>紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。</p> <p>巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。</p>	週3回(水・金・日)	無し	D区分	51.48	263回	13,539.24	
	艇庫トイレ	コンクリート (スロープ) モザイクタイル (トイレ)	<p>スロープはシダホウキで掃き掃除をし、トイレは、洗剤を用いて水洗い及びモップ拭きをすること。</p> <p>高頻度接触部位(ドアノブ、便座、ふた等)は次亜塩素酸ナトリウムにより拭浄消毒をすること。</p> <p>紙くずや拭き掃除等により生じたゴミは、可燃ゴミ・不燃ゴミ置場に出すこと。</p> <p>巾木・壁・手摺り等がひどく汚れている部分は、雑巾で拭き取ること。</p> <p>便器は、洗剤及び柄つきたわしを使用し、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。</p> <p>手洗器は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。ひどく汚れている部分は洗剤を用いて掃除すること。</p> <p>鏡は、水洗いのうえ雑巾で拭き取ること。</p> <p>汚物入れは、汚物を廃棄すること。</p> <p>扉、壁、便器導水パイプ及びシスタック等に特にひどく汚れた部分があるときは、雑巾で拭き取ること。</p> <p>トイレトペーパー及び石鹼水等の消耗品を常備しておくこと。</p>	週3回(水・金・日)	無し	D区分	28.66	263回	7,537.58	

清掃業務実施要領(定期清掃)

年1回清掃(汚れ剥離洗浄、ワックス塗布)

国立吉備青少年自然の家

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		面積 (㎡)	回数	延べ面積 (㎡) 【面積×回数】	備考
				3/10～11/30	12/1～3/9				
研修棟	廊下 (1F)	ビニール床シート 部分	<ul style="list-style-type: none"> ・固着した汚れの剥離及び洗剤を用いて掃除を行い、ワックス塗布を行うこと。 ・ワックスは、滑り止めになる良質のものを使用すること。 ・ワックスが床の隅々に固着したり汚物が付着したときは、上質の洗剤を用いて洗浄のうえ磨き出しを行うこと。 	発注者の指示日に年1回実施		44.64	3回	133.92	
	階段 (1F)	ビニール床シート 部分				48.90	3回	146.70	
	ラウンジ (1F)	ビニール床シート 部分				30.36	3回	91.08	
	学習室1 学習室2 学習室3 オリエンテーションルーム (1F)	Pタイル				441.07	3回	1,323.21	
連絡通路	連絡通路	ビニール床シート 部分			95.26	3回	285.78		
宿泊棟 (1F・2F)	廊下 (1F・2F)	ビニール床シート			204.04	3回	612.12		

清掃業務実施要領(定期清掃)

月1回清掃

国立吉備青少年自然の家

棟	清掃箇所	床材質	清掃内容	清掃実施日		備考	
				3/10～11/30	12/1～3/9		
生活関連棟	(2F) 大浴室(もり)脱衣室 小浴室(いずみ)脱衣室	レンガタイル (踏込) モルタル とうむしろ敷 (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	消毒を行うこと。なお、踏込・脱衣室とも、清掃後にアルコール殺菌を行うこと。	月1回(第一月曜)	月1回(第一月曜)		
	(2F) 大浴室(もり)浴槽 小浴室(いずみ)浴槽	モザイクタイル	消毒を行うこと。なお、除菌剤散布・棒ずりで清掃のうえ、水洗いすること。				
ロッジ	(1F) 大浴室(ももたろう)脱衣室 小浴室(おに)脱衣室	レンガタイル (踏込) ビニール床シート (脱衣室) モルタルスノコ (脱衣室)	消毒を行うこと。なお、踏込・脱衣室とも、清掃後にアルコール殺菌を行うこと。				
	(1F) 大浴室(ももたろう)浴室 小浴室(おに)浴室	御影石	消毒を行うこと。なお、除菌剤散布・棒ずりで清掃のうえ、水洗いすること。				




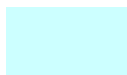



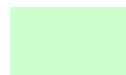



国立吉備青少年自然の家 施設配置図

別紙2-1

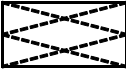



独立行政法人国立青少年教育振興機構
 国立吉備青少年自然の家清掃業務 平面図

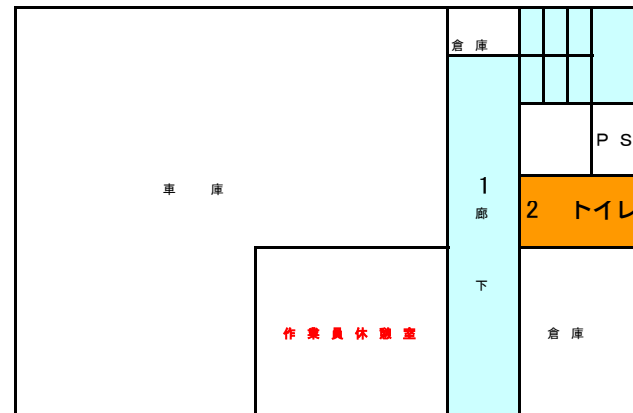
種類別色分

Pタイル	レンガタイル	モザイクタイル	モルタル塗 床又はビ ニール床	(モルタル) 足拭きマット	(モルタル) とうむしろ敷	(モルタル) スノコ	ポリ塩化ビ ニール	コンクリート	御影石	窓ガラス
										

清掃区分

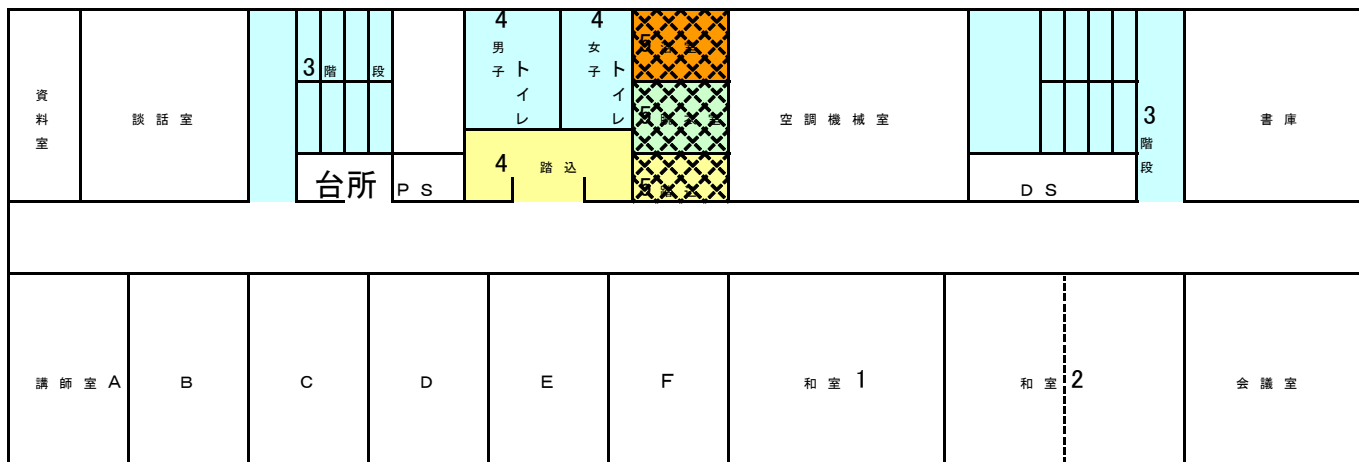
該当区分無し	E区分
	

平面図



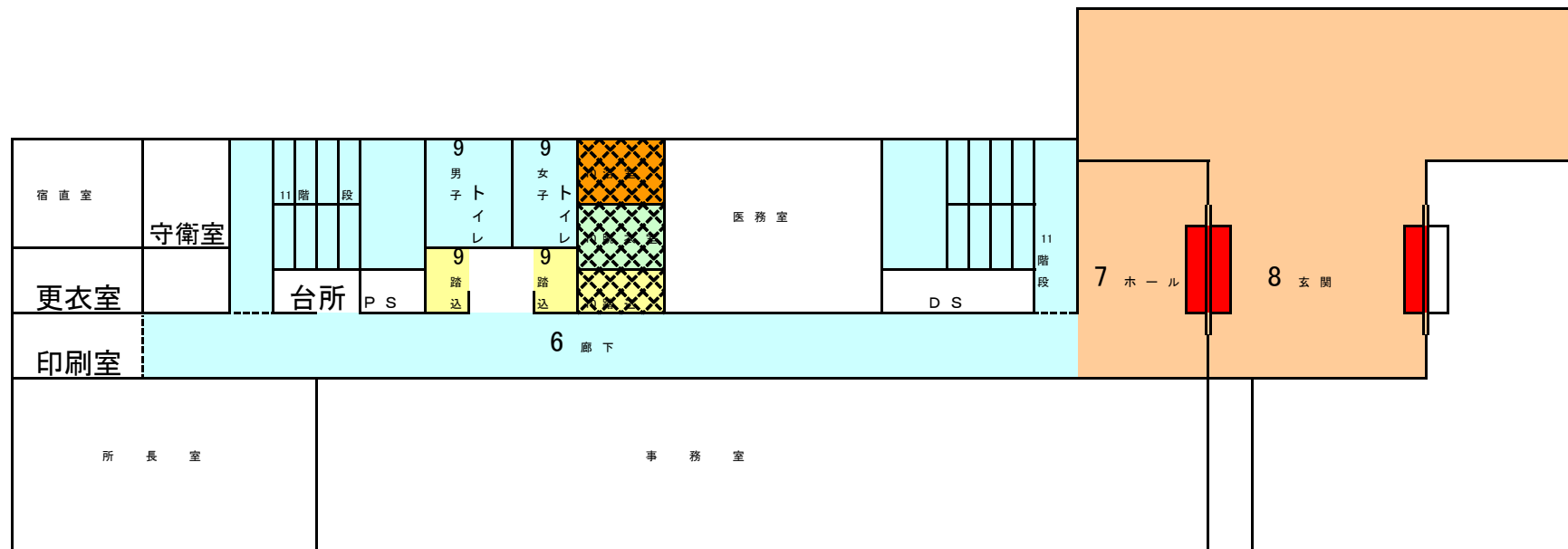
管理棟1階平面図 (B区分)

平面図



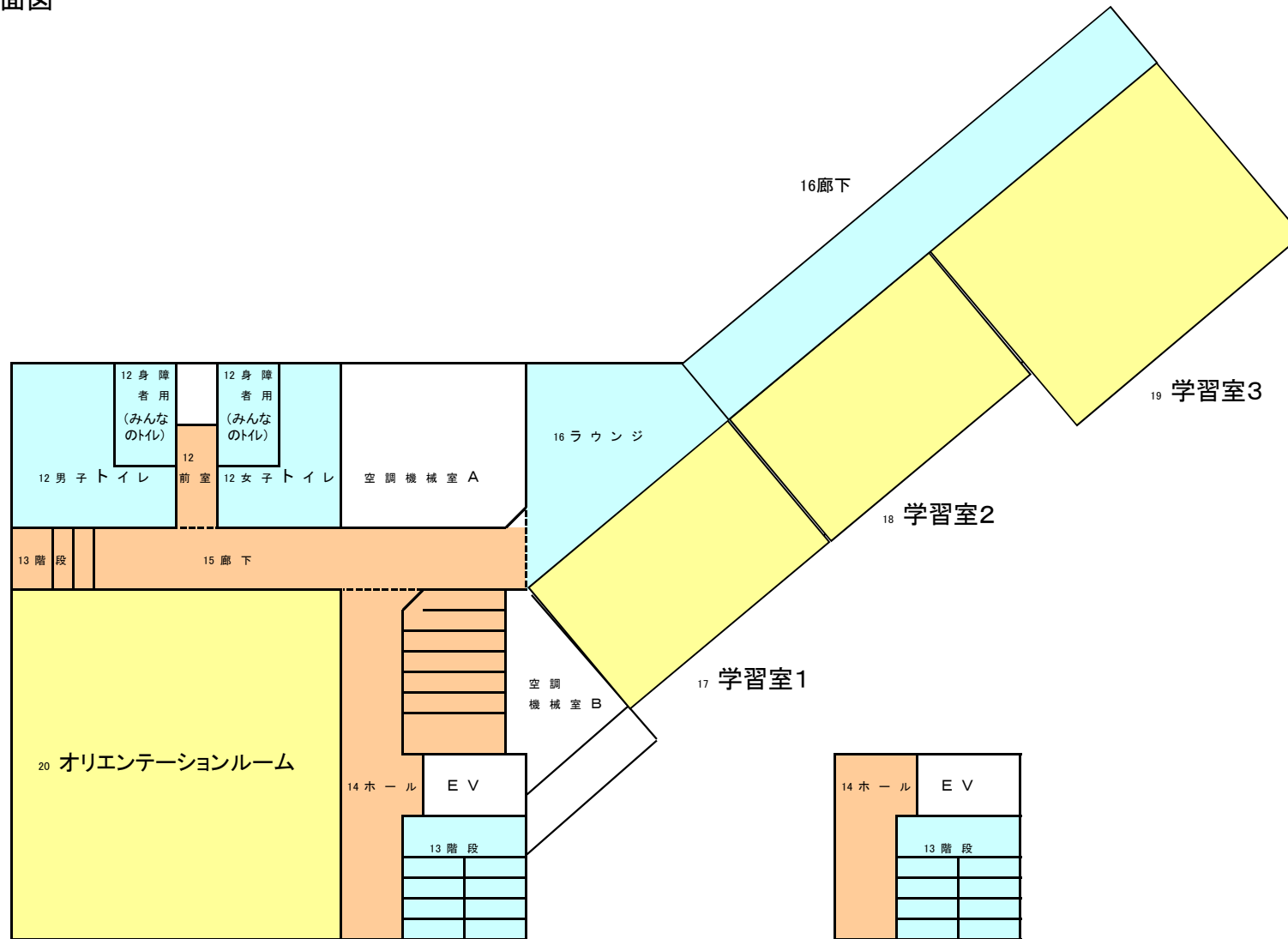
管理棟2階平面図 (B区分・該当区分無し)

平面図



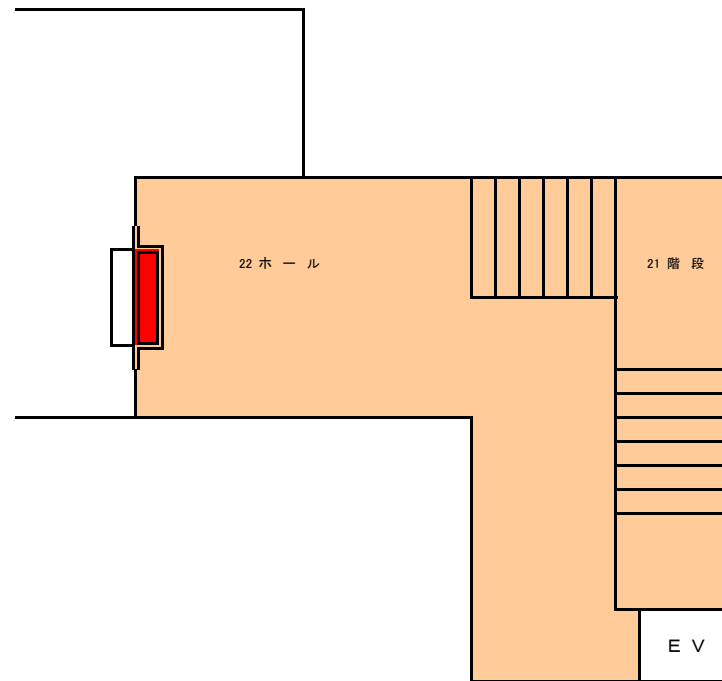
管理棟3階平面図 (B区分・該当区分無し)

平面図



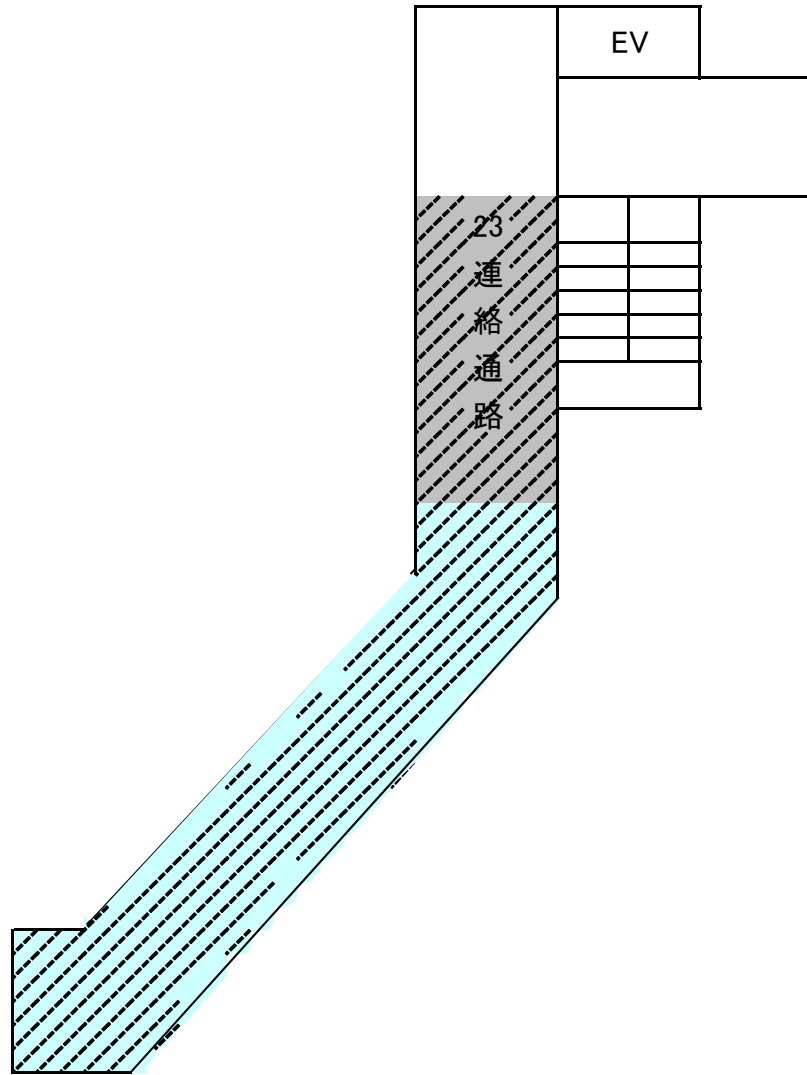
研修棟1階平面図 (A区分)

平面図



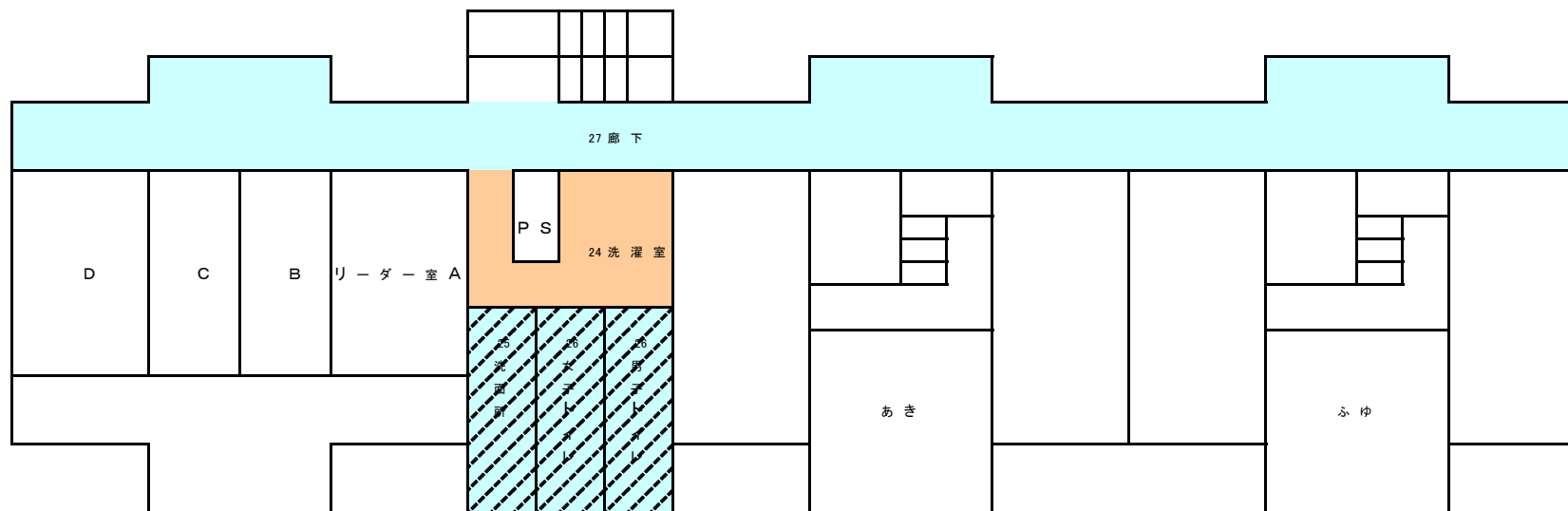
研修棟2階平面図（A区分）

平面図



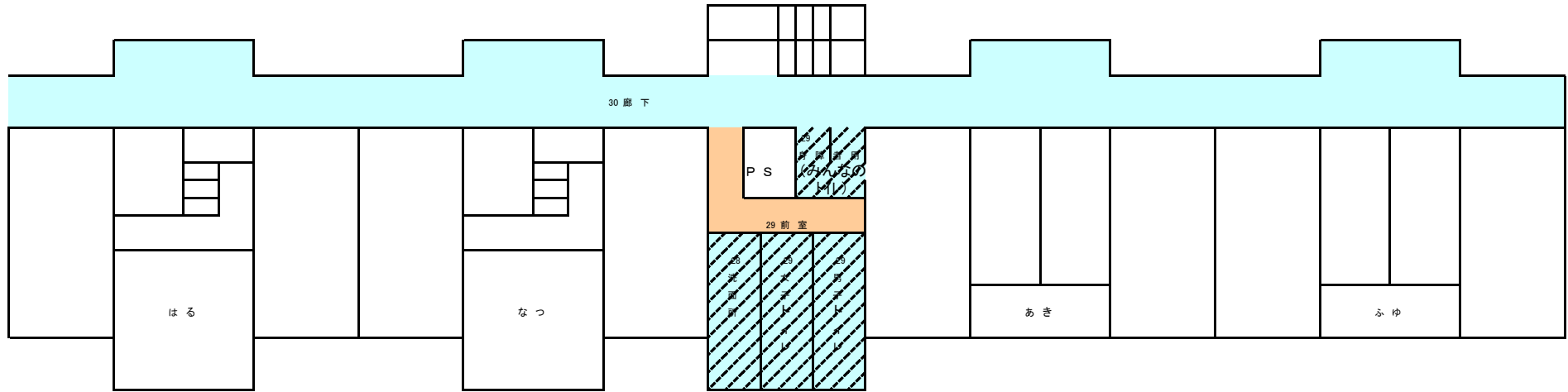
連絡通路 (E区分)

平面図



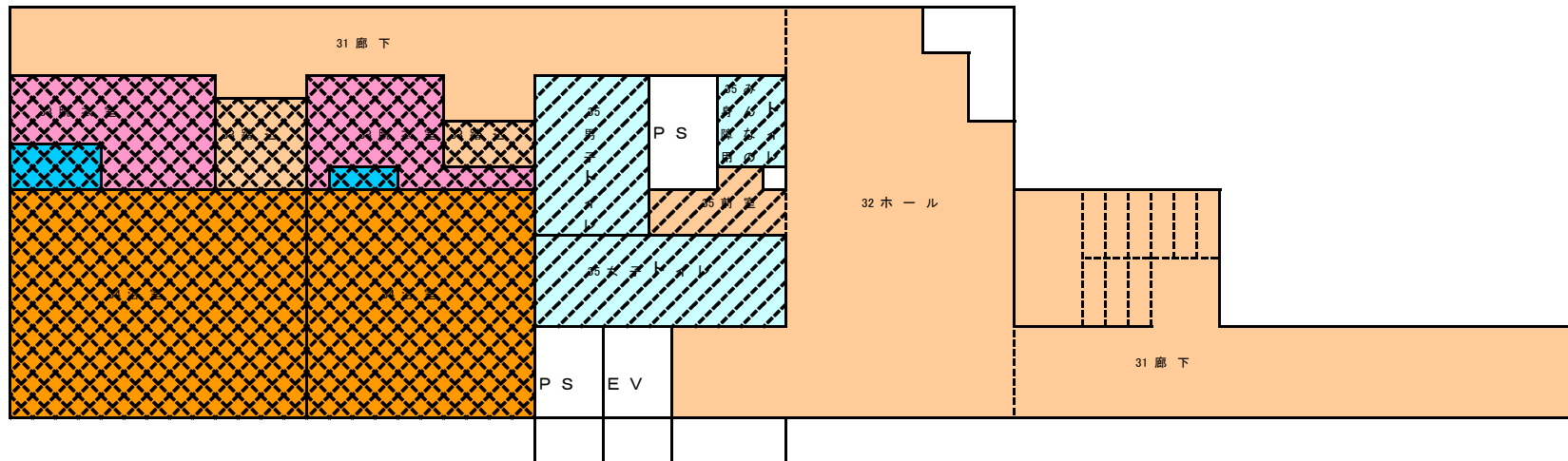
宿泊棟1階平面図 (A区分・E区分)

平面図



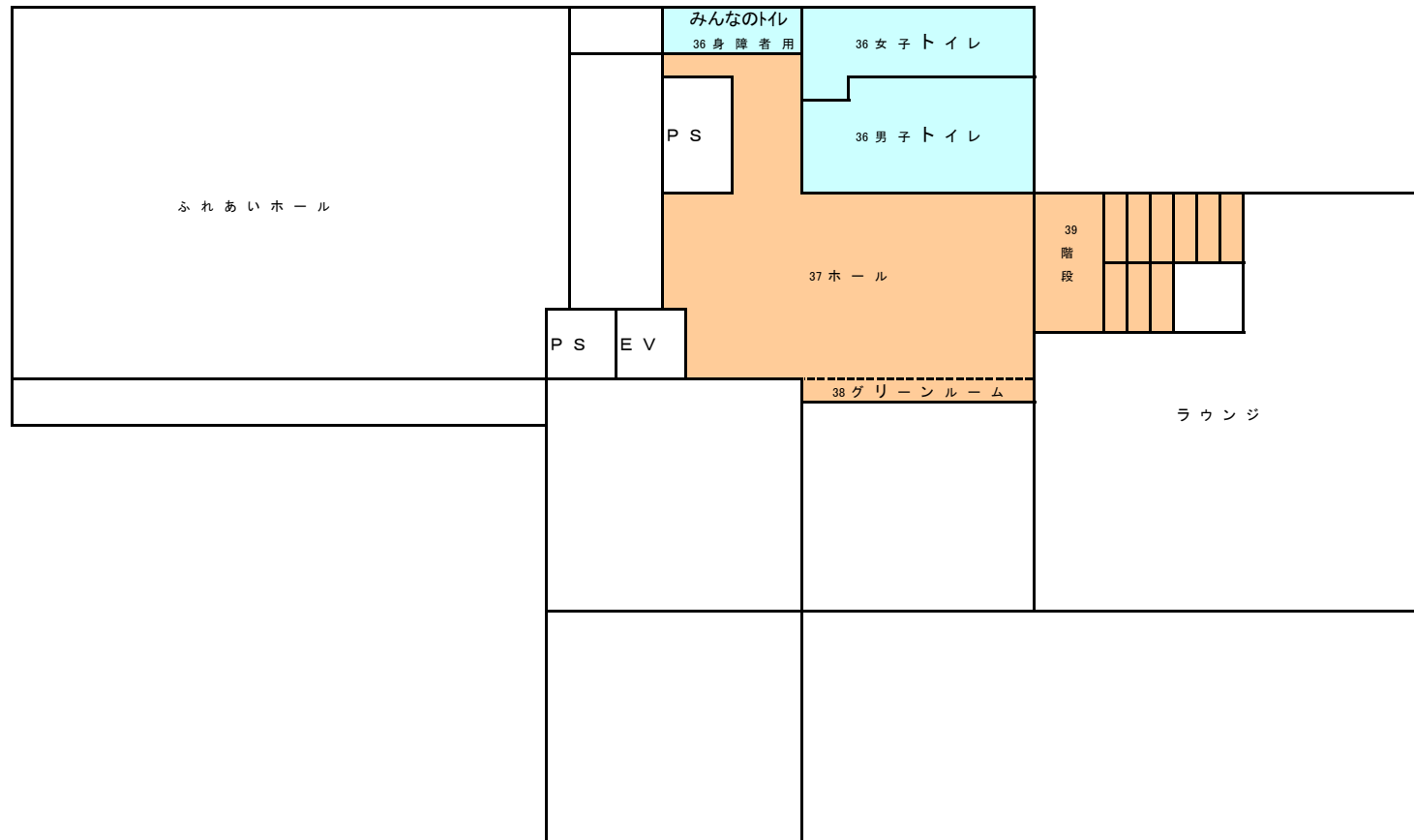
宿泊棟2階平面図 (A区分・E区分)

平面図



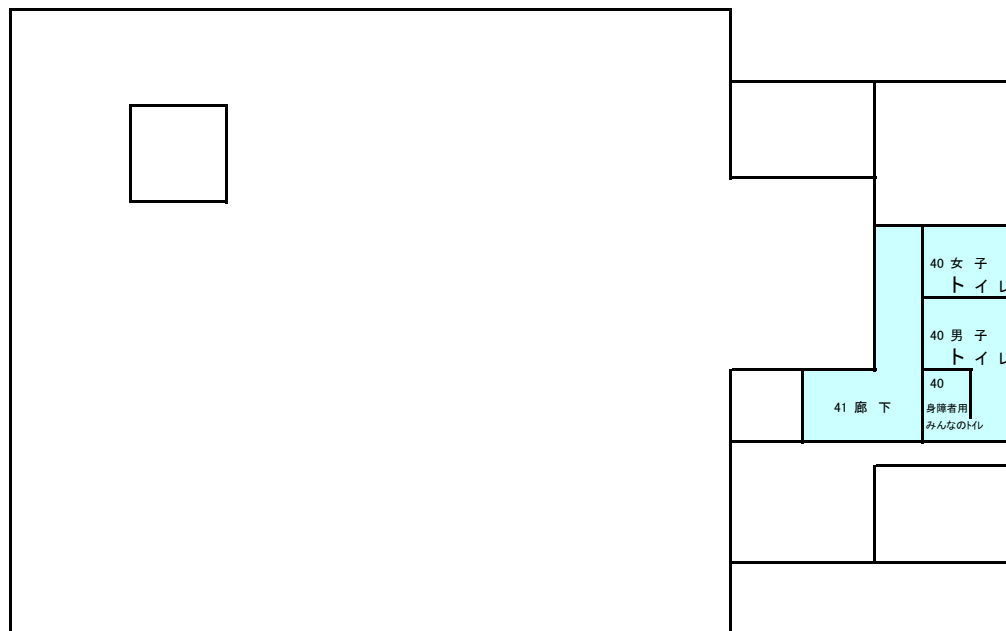
生活関連棟2階平面図 (A区分・E区分・該当区分無し)

平面図



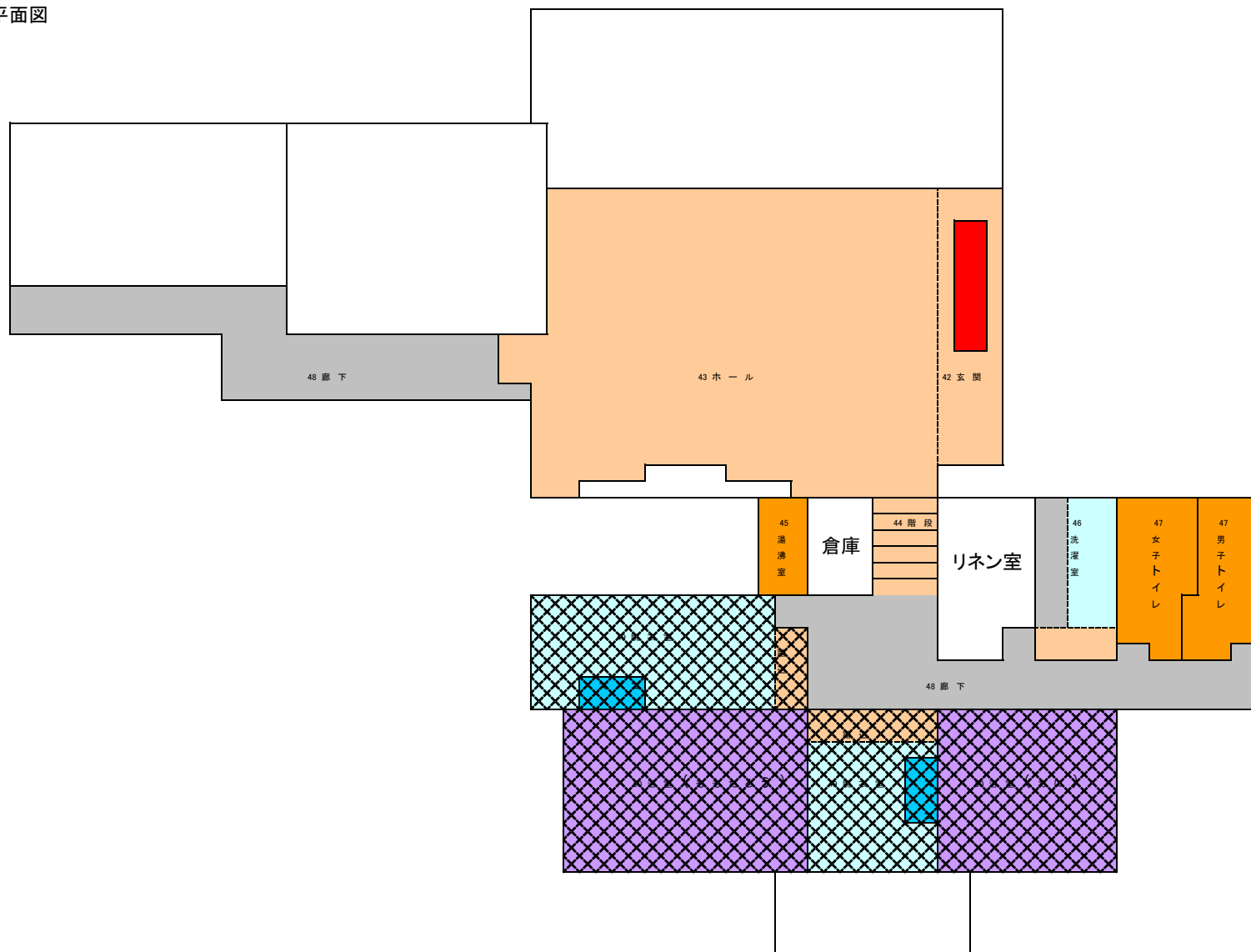
生活関連棟3階平面図 (A区分)

平面図



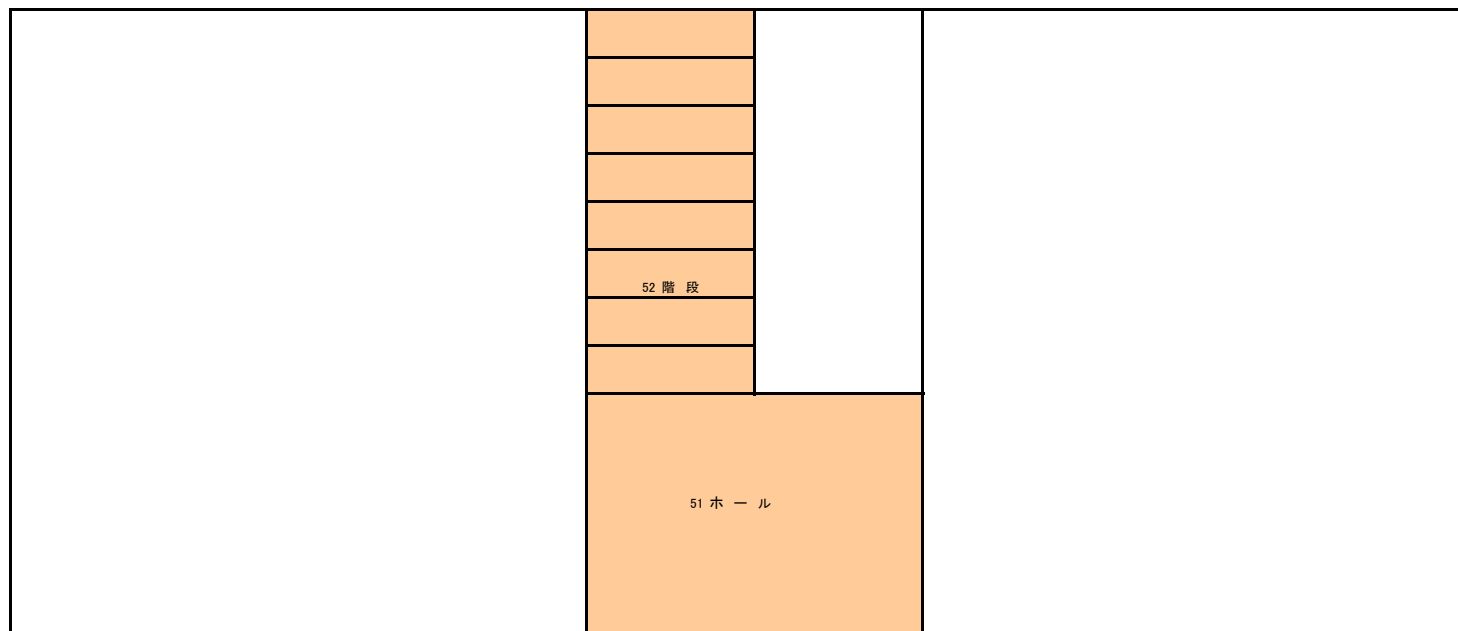
プレイホール平面図（B区分）

平面図



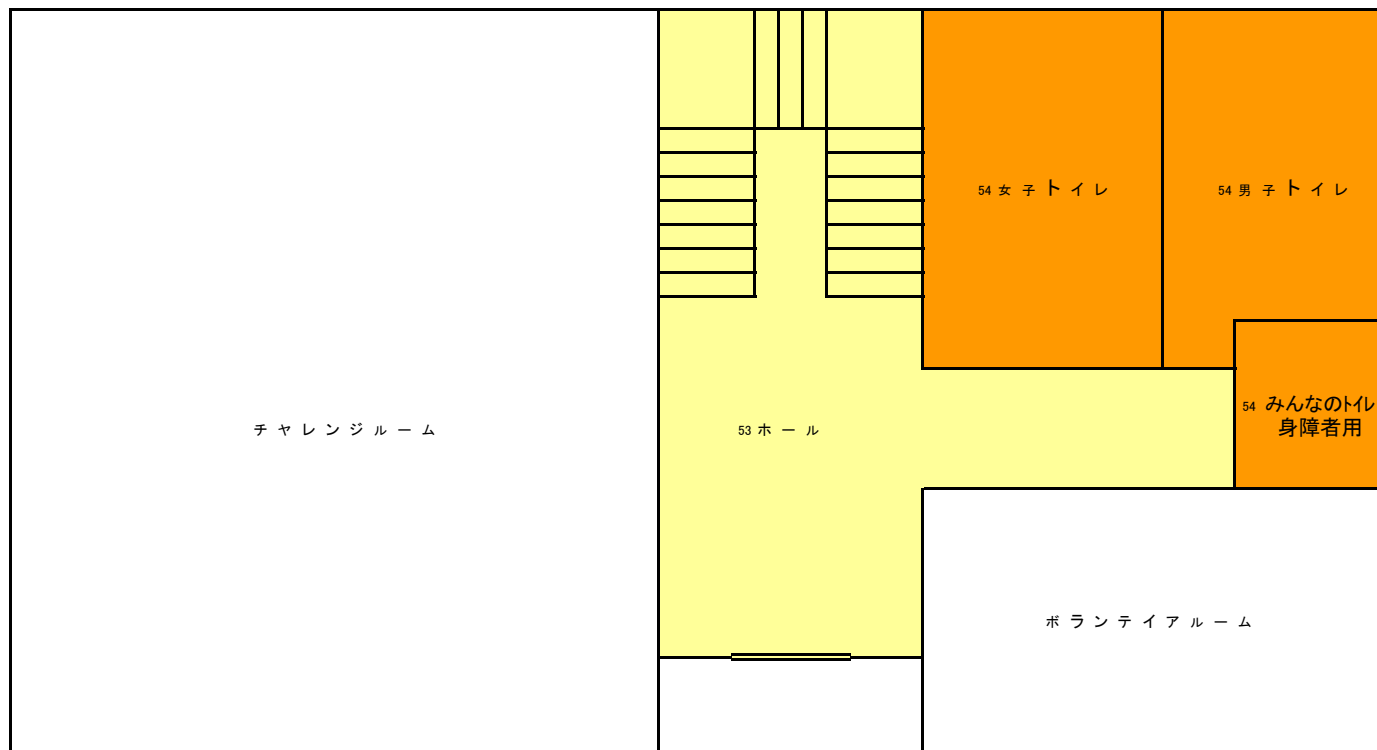
ロッジ1階平面図 (B区分・該当区分無し)

平面図



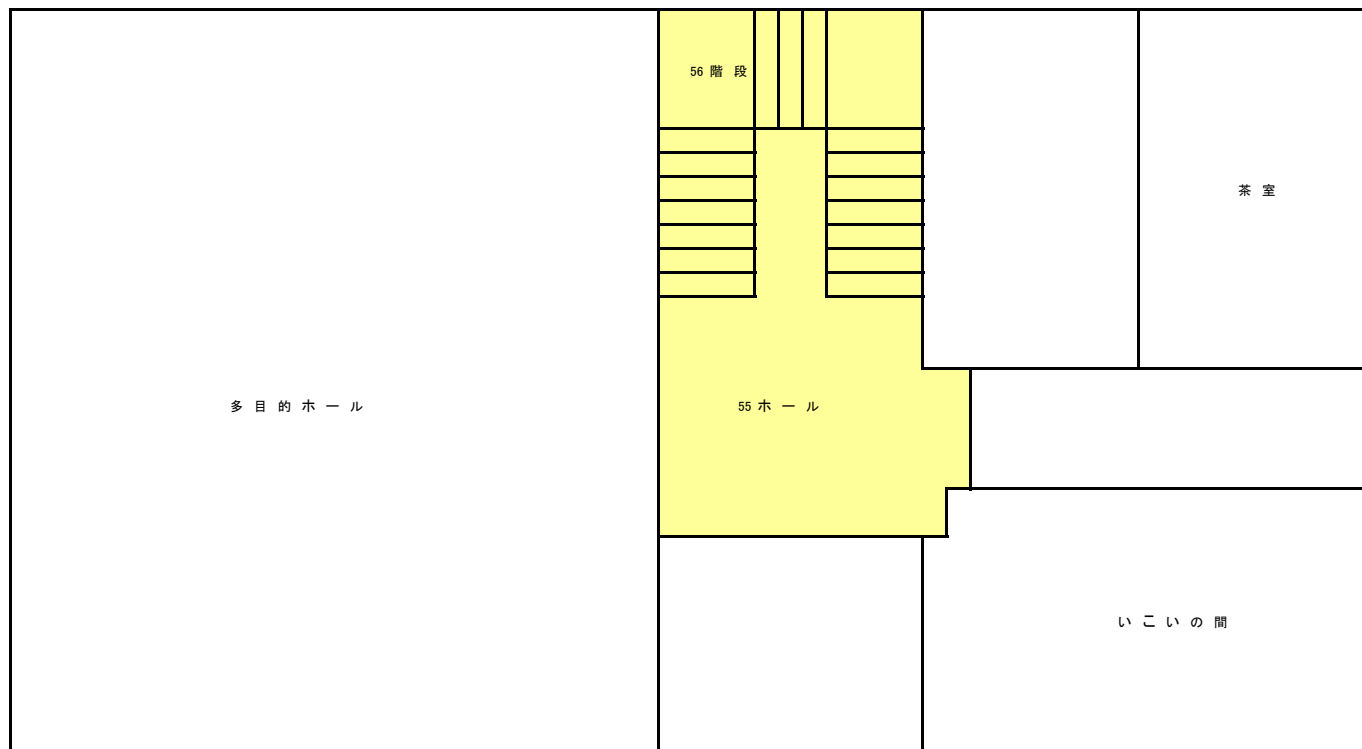
ロッジ2階平面図 (B区分)

平面図



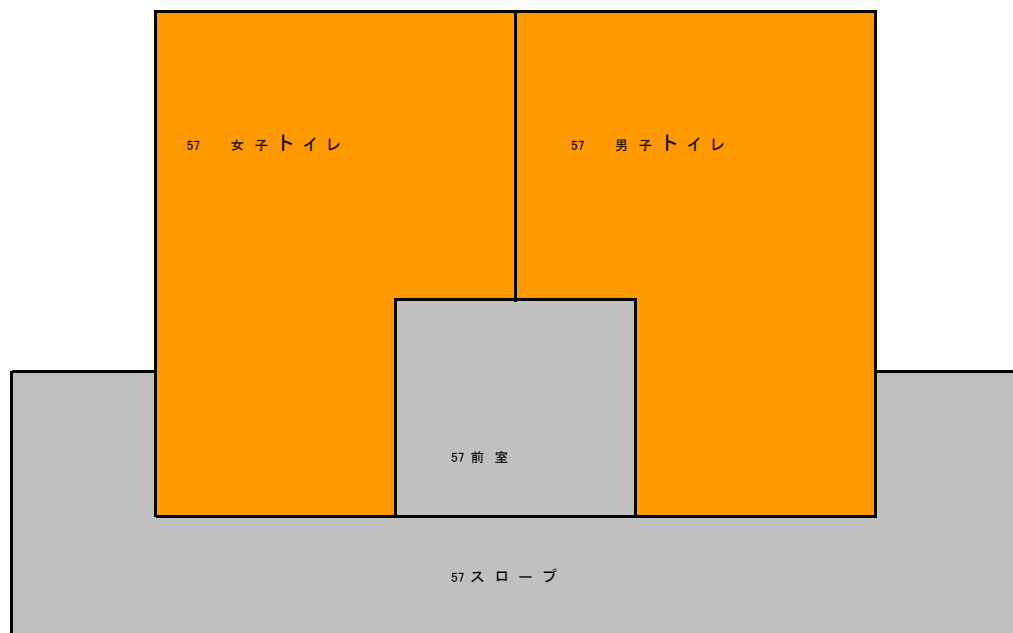
クラフト棟1階平面図（B区分）

平面図



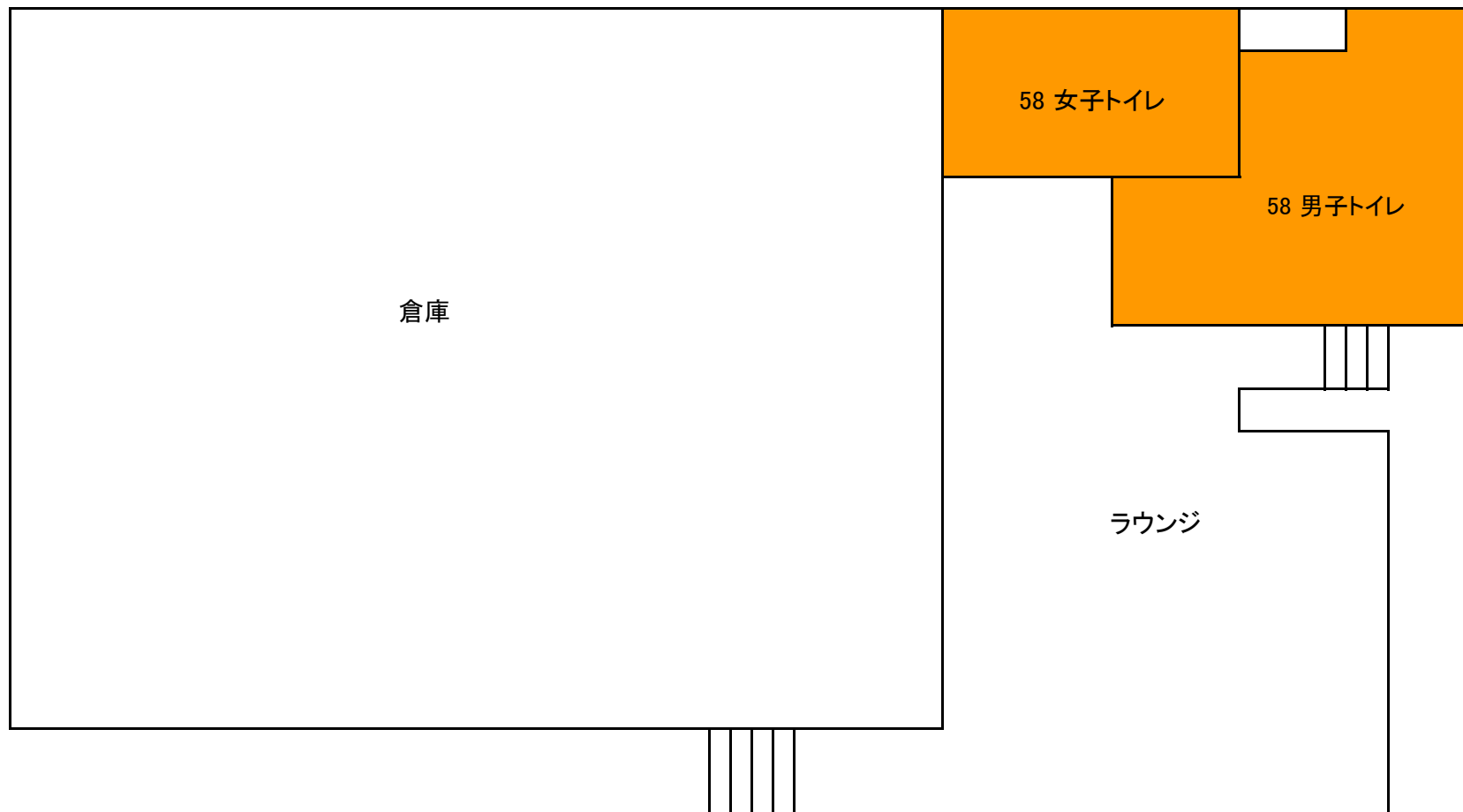
クラフト棟2階平面図 (B区分)

平面図



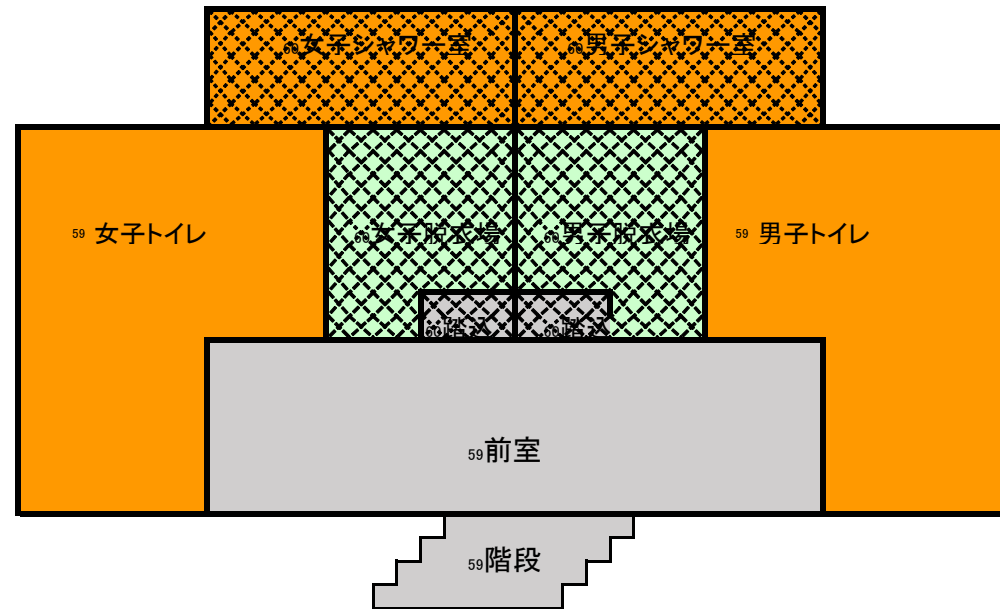
野外トイレ(利用者駐車場)平面図 (A区分)

平面図



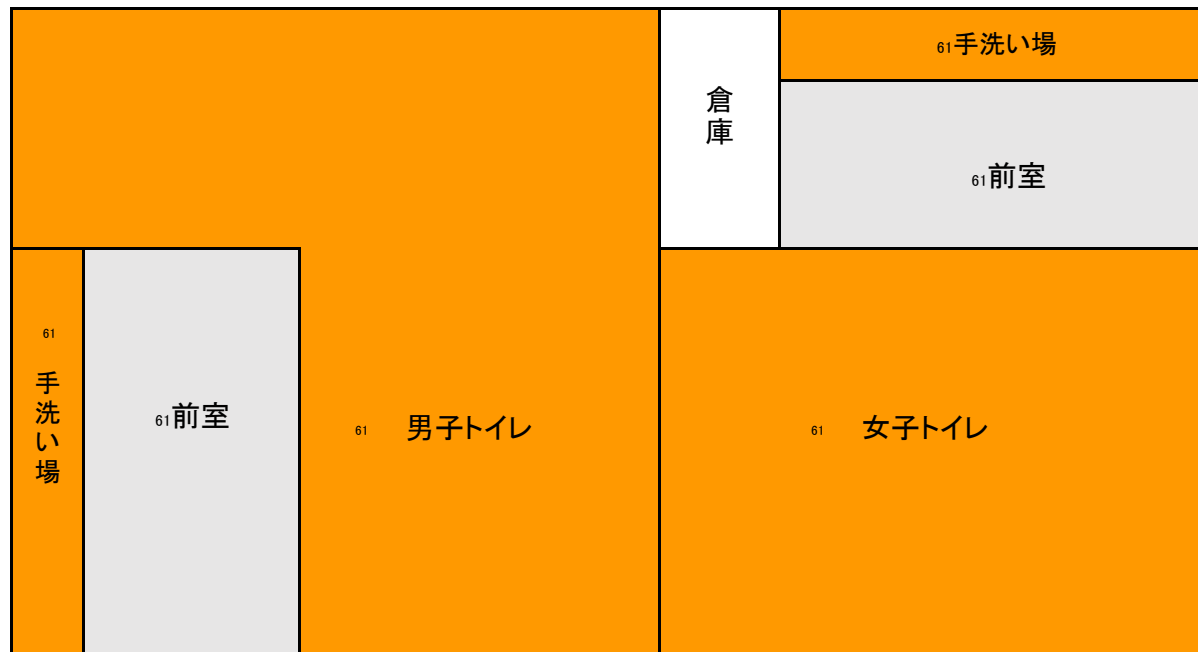
野外トイレ(キャンプ場倉庫)平面図 (C区分)

平面図



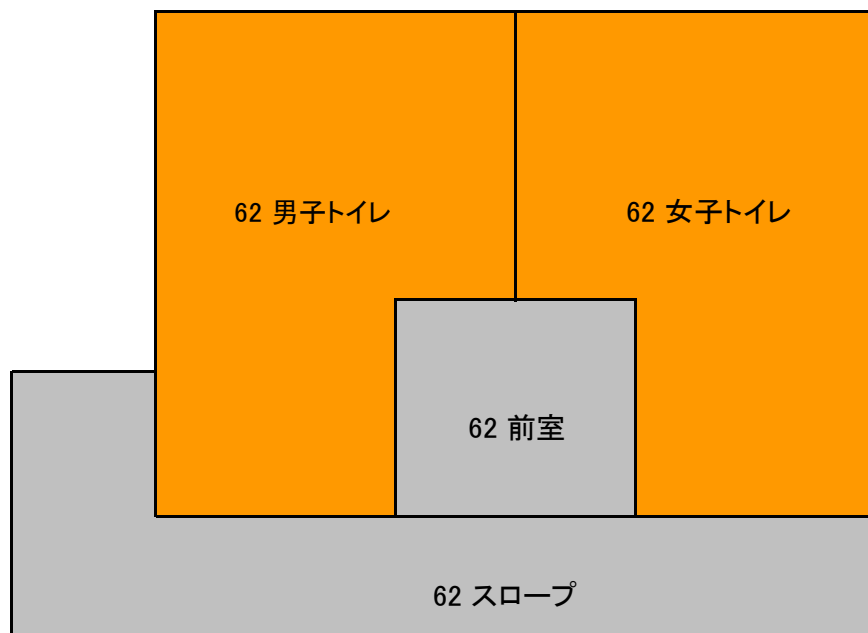
野外トイレ(キャンプ場 仮村)平面図 (C区分)

平面図



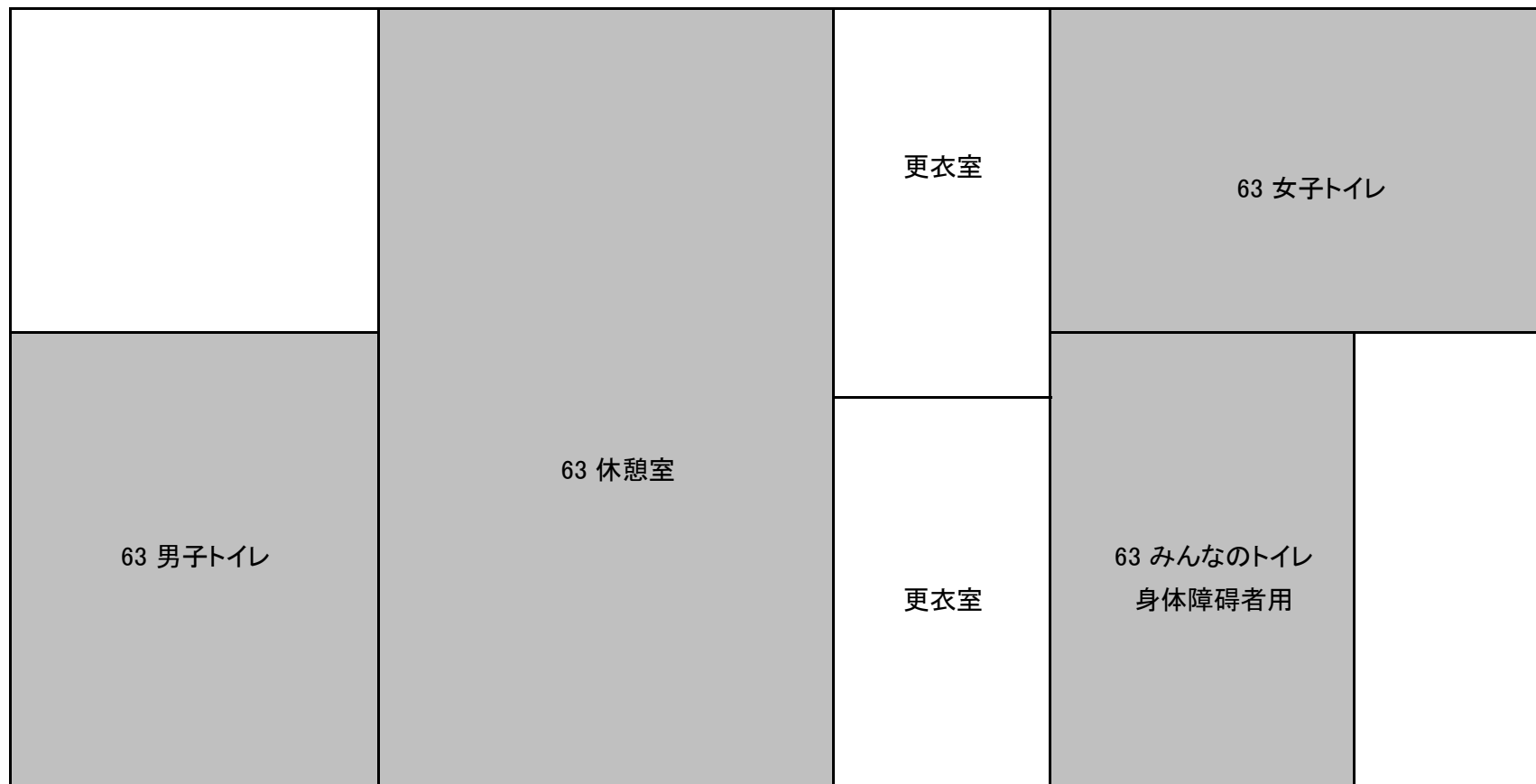
野外トイレ(キャンプ場 キジ村)平面図 (C区分)

平面図



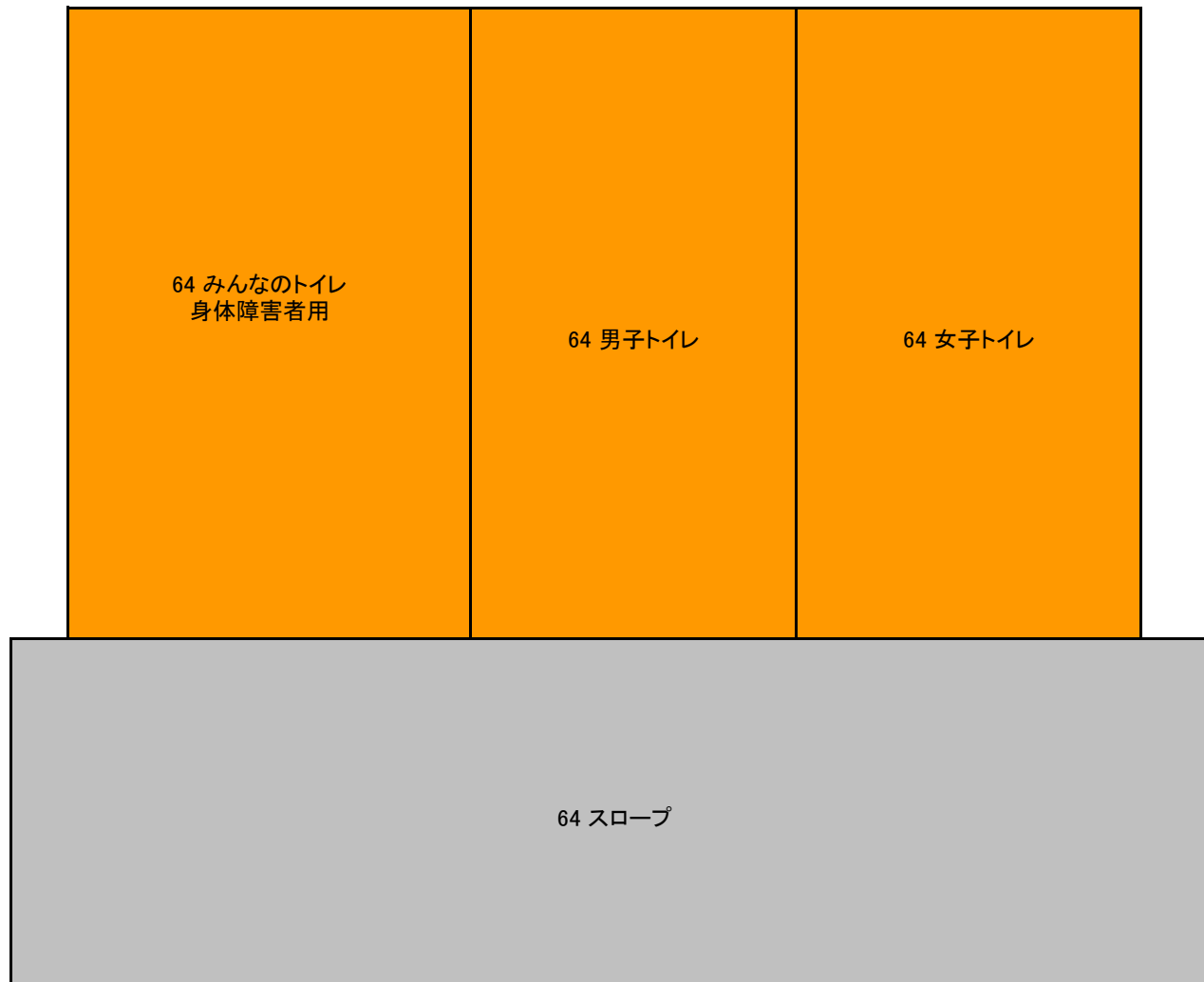
野外トイレ(ロッジ炊事場)平面図 (D区分)

平面図



野外トイレ(山小屋なるたき)平面図 (D区分)

平面図



野外トイレ(艇庫トイレ)平面図 (D区分)

業務実施日カレンダー

1. 清掃区分別 業務実施回数 集計

清掃区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
A区分(週3回:火・木・土)	75回	154回	154回	383回
B区分(週3回:水・金・日)	75回	154回	153回	382回
C区分 (3/10~11/30…週3回:火・木・土 12/1~3/9…実施しない)	35回	114回	114回	263回
D区分 (3/10~11/30…週3回:水・金・日 12/1~3/9…実施しない)	36回	114回	113回	263回
E区分(週6回:月曜以外)	151回	309回	307回	767回

2. 年度別業務実施日

次頁以降を参照。

令和4年度

A区分

4月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間 75日

実施日 =

令和4年度

B区分

4月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5						
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間 75日

実施日 =

令和4年度

C区分

4月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5			
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月(9日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間 35日

実施日 = ■

令和4年度

D区分

4月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				4		
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月(10日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間 36日

実施日 = ■

令和4年度

E区分

4月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			5			
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間 151日

実施日 = ■

令和5年度

A区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(11日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

年間 154日

実施日 =

令和5年度

B区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

年間 154日

実施日 =

令和5年度

C区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月(9日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

年間 114日

実施日 = ■

令和5年度

D区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月(10日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

年間 114日

実施日 = ■

令和 5 年 度

E区分

4月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月(25日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

年間 309日

実施日 =

令和6年度

A区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間 154日

実施日 =

令和6年度

B区分

4月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間 153日

実施日 =

令和6年度

C区分

4月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
						4
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月(9日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間 114日

実施日 =

令和6年度

D区分

4月(12日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月(14日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月(13日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月(0日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月(9日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間 113日

実施日 = ■

令和6年度

E区分

4月(25日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(25日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月(27日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月(24日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月(26日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間 307日

実施日 = ■

清掃業務日報(日常清掃)

国立吉備青少年自然の家

業務実施日		天候
令和 年 月 日 ()		
業務従事者	氏名	業務時間
	印	
	印	

次長	会計担当係長	総務・管理係

棟	清掃箇所	清掃実施日		清掃実施後 「✓」 を記入	備考
		3/10～11/30	12/1～3/9		
研修棟 (1F～2F)	廊下(1F)	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)		
	ラウンジ(1F)(学1前)				
	階段(1F)				
	階段(2F)				
	ホール(1F)(OR前)				
	ホール(2F)				
	ホール・自動ドア ガラス(2F)				ガラス磨き
	トイレ(男女トイレ)(1F)				
トイレ(男女みんなのトイレ)(1F)					
連絡通路	連絡通路	週6回(月を除く)	週6回(月を除く)		
宿泊棟 (1F～2F)	廊下(1F)	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)		
	廊下(2F)				
	洗濯室(1F)				
	洗面所(1F)				
	洗面所(2F)				
	トイレ(男女トイレ)(1F)	週6回(月を除く)	週6回(月を除く)		
	トイレ(男女トイレ)(2F)				
トイレ(男女みんなのトイレ)(2F)					
生活関連棟 (2F～3F)	廊下(2F)	週3回(火・木・土)	週3回(火・木・土)		
	ホール(2F)				
	ホール(3F)				
	階段(3F)				
	グリーンルーム(3F)				
	トイレ(男女トイレ)(3F)				
	トイレ(みんなのトイレ)(3F)				
	トイレ(男女トイレ)(2F)	週6回(月を除く)	週6回(月を除く)		
	トイレ(みんなのトイレ)(2F)				
	大浴室(もり)洗い場・脱衣室(2F)			発注者指示 ※1、※2	
	小浴室(いずみ)洗い場・脱衣室(2F)	発注者指示 ※1、※2			
	大浴室(もり)浴槽(2F)	発注者指示 ※1、※2			
	小浴室(いずみ)浴槽(2F)	発注者指示 ※1、※2			
	大浴室(もり)脱衣室(2F)	月1回 (第一月曜)	月1回 (第一月曜)		消毒
大浴室(もり)洗い場(2F)				消毒	
大浴室(もり)浴槽(2F)				消毒	
小浴室(いずみ)脱衣室(2F)				消毒	
小浴室(いずみ)洗い場(2F)				消毒	
小浴室(いずみ)浴槽(2F)				消毒	
利用者駐車場(男女トイレ・前室・スロープ)	週3回(火・木・土)			週3回(火・木・土)	
キャンプ場倉庫(男女トイレ)	週3回(火・木・土)	無し			
キャンプ場イヌ村(男女トイレ・前室・階段)					
キャンプ場イヌ村(シャワー室)	発注者指示 ※1、※2				
キャンプ場キジ村(男女トイレ・手洗い場・前室)	週3回(火・木・土)	無し			

棟	清掃箇所	清掃実施日		清掃実施後 「✓」 を記入	備考		
		3/10～11/30	12/1～3/9				
管理棟 (1F～3F)	廊下(1F)	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)				
	廊下(3F)						
	階段(1F)						
	階段(2F)						
	階段(3F)						
	トイレ(1F)						
	トイレ(男女トイレ)(2F)						
	トイレ(男女トイレ)(3F)						
	ホール(3F)						
	玄関(3F)						
	玄関・自動ドア ガラス(3F)					ガラス磨き	
	浴室・脱衣室(2F)			発注者指示 ※1、※2			
浴室・脱衣室(3F)	発注者指示 ※1、※2						
プレイホール	廊下	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)				
	トイレ(男女トイレ)						
	トイレ(みんなのトイレ)						
野外トイレ	ロジ炊飯場(男女トイレ・スロープ)	週3回(水・金・日)	無し				
	山小屋なるたき(男女トイレ)						
	山小屋なるたき(みんなのトイレ)						
	山小屋なるたき(休憩室)						
	艇庫トイレ(男女トイレ・スロープ)						
	艇庫トイレ(みんなのトイレ)						
ロジ (1F・2F)	玄関(1F)	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)				
	玄関・玄関口 ガラス(1F)				ガラス磨き		
	ホール(1F)						
	ホール(2F)						
	階段(1F)						
	階段(2F)						
	中廊下(トイレ・浴室前)(1F)						
	外廊下(リター室前)(1F)						
	洗濯室(1F)						
	湯沸室(1F)						
	トイレ(男女トイレ)(1F)						
	大浴室(ももたろう)浴室・脱衣所(1F)			発注者指示 ※1、※2			
	小浴室(おに)浴室・脱衣所(1F)			発注者指示 ※1、※2			
	大浴室(ももたろう)浴室・脱衣所(1F)			月1回 (第一月曜)	月1回 (第一月曜)		消毒
小浴室(おに)浴室・脱衣所(1F)				消毒			
クラブ棟 (1F・2F)	ホール(1F)	週3回(水・金・日)	週3回(水・金・日)				
	ホール(2F)						
	階段(2F)						
	トイレ(男女トイレ)						
	トイレ(みんなのトイレ)						

※1 利用状況に応じて、発注者の指示により「単価契約」にて実施する。太枠内に記載の箇所全ての清掃を実施し、「✓」が入っている場合に、当該箇所の実績数量を1回としてカウントする。

※2 利用のない状況であっても、衛生管理上必要な場合は、発注者の指示により実施。

その他報告事項

清掃業務日報(定期清掃)

年1回清掃

国立吉備青少年自然の家

清掃場所		業務内容	実施日	業務実施者	次長	会計担当係長	総務・管理係
研修棟 (1F)	学習室1(1F)	汚れ剥離 洗浄 ワックス塗布			令和 年 月 日実施分		
	学習室2(1F)						
	学習室3(1F)				令和 年 月 日実施分		
	オリエンテーション室(1F)						
	廊下(1F)				令和 年 月 日実施分		
	階段(1F)(ビニールシート床)						
	ラウンジ(1F)(学1前)				/		
連絡通路	連絡通路						
宿泊棟 (1F~2F)	廊下(1F)						
	廊下(2F)						

※業務実施日は業務実施者が記入すること。

仕 様 書

1. 件名

国立吉備青少年自然の家警備業務

2. 業務の目的

受注者は、発注者の運営方針等を十分に理解し、本仕様書に基づき警備業務を実施することにより、施設の秩序を維持し、利用者等に安全安心な研修等の環境を提供することを目的とする。

3. 履行場所

岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立吉備青少年自然の家

4. 業務実施期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日

5. 業務実施日及び業務実施時間

「4. 業務実施期間」における全日の以下の時間とする。勤務時間の詳細については別紙1-2「警備業務勤務時間表」のとおりである。

(1) 通常期（(2)を除く日）

17時30分～翌日8時45分（うち、仮眠時間0時00分～5時30分）

(2) 年末年始（12月29日～1月3日）

12月29日8時45分～1月3日8時45分（うち、仮眠時間22時00分～7時00分）

(3) 発注者の都合により、勤務時間を変更する場合は、受注者にその旨を通知し、他の時間に変更することができるものとする。

6. 業務従事者数

常駐1名

7. 業務従事者の配置場所

(1) 業務実施場所

管理棟3階事務室（以下「事務室」という。）及び別紙2「平面図」に示す巡回場所

(2) 仮眠場所

管理棟3階警備員控え室（以下「警備員控え室」という。）

8. 業務内容

本仕様書に基づき、以下の業務を確実に実施すること。業務の詳細は、別紙1-1「警備業務実施要領」によるものとする。

- (1) 施設屋内外の巡回及び出入口等の施錠・開錠並びに建物内の消灯
- (2) 建物、設備、備品等に係る損壊の防止及び発見
- (3) 不審者、不審物等を発見した際の発注者への連絡及びその指示による対応
- (4) 火災等緊急事態発生時及び警報機鳴動時における早期対応
- (5) 外部からの電話対応及び利用者等への取次
- (6) 利用者等への対応
- (7) 電報、FAX及び宅配便等の受領並びに発注者への連絡・引き渡し
- (8) 来所者からの照会等に対する対応
- (9) 国旗・所旗の掲揚及び降納（利用者等が行う場合を除く。）
- (10) 新聞の差し替え

9. 業務従事者の要件

- (1) 警備業法に定める訓練、研修を修了した者とする。
- (2) 心身ともに健康で、発注者の運営方針等や指示を理解できる者とする。
- (3) 本仕様書に定める業務内容を理解し、円滑に業務を遂行できる知識、技術及び経験を有する者とする。

10. 業務実施場所及び範囲

別紙2「平面図」のとおり。

11. 発注者及び受注者の負担区分

- (1) 発注者は、業務に必要な次の施設設備及び備品等は無償で貸与するものとする。
 - ①警備員控え室、給湯設備及びトイレ等
 - ②無線機、軽自動車、警備日誌、及び既設警備機器等
- (2) 受注者は、業務に必要な機材及び(1)を除く備品等を負担するものとする。
- (3) 発注者は、業務に必要な光熱水料及び燃料費を負担するものとする。

12. 管理体制

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務従事者の身元、衛生及び規律の維持に努めること。
- (3) 業務従事者に係る労務災害の一切は受注者の負担とする。
- (4) 緊急時において、速やかに必要な対応措置を講ずることができる体制を有していること。
- (5) 業務開始日までに、緊急時の連絡体制について説明した書類（様式任意）及び業務従事者の履歴書（顔写真貼付）の写しを発注者へ提出し、その承認を得ること。
- (6) 緊急時の連絡体制、業務従事者を変更する場合は、遅滞なく(5)と同様の手続きを行うこと。
- (7) 契約締結時までに、都道府県公安委員会が発行する警備業の認定証の写しを発注者へ提出すること。なお、契約期間中に当該認定を欠落した場合、発注者は直ちに本契約を解除するものとする。
- (8) 毎月の業務実施前月の20日までに翌月分の勤務予定表を発注者へ提出するものとし、変更が生じた場合は直ちに発注者へ申し出ること。

- (9) 業務従事者に対して、専用の制服を着用し、受注者の法人（団体）名の入った名札を身に付けるとともに、身分証明証を携帯させること。
- (10) 業務従事者に対して、建物及び設備の配置状況等を教育するとともに、誠意ある態度と言葉使いで利用者等と接するよう指導すること。
- (11) 業務従事者は、携帯電話を携帯させるなど、常に連絡がとれる体制とすること。
- (12) 受注者は、発注者と常時連絡の取れる体制を整え、緊急時等においてはその指示等に従い迅速に対応すること。

13. 検査

一日の業務完了後、別紙3「警備業務日報」を作成のうえ発注者に提出し、その検査を受けるものとする。

なお、別紙3「警備業務日報」は、予め発注者が用意し、受注者へ提供するものとする。

14. その他

- (1) 令和4年9月20日までに、前期受注者と業務の引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、書面をもって発注者に報告すること。
- (2) 本業務の次期契約を受注しないこととなった場合は、次期受注者に対して引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、書面をもって発注者に報告すること。
- (3) 業務実施にあたり、予め発注者と打ち合わせを行い、本仕様書の内容について発注者、受注者双方共通認識を図ること。
- (4) 業務従事者は、業務区域内において火災等緊急事態（管理上のものを含む。）について、発見もしくは通報を受けた場合は、直ちに発注者と連絡を取り、適切な処置及び対応を講じて被害の拡大防止等に努めること。
- (5) 業務従事者は、業務実施のために発注者から借用した鍵について、その指示に従い適切に使用することとし、取り扱いには十分注意すること。また、業務終了後は速やかに発注者へ返却すること。
- (6) 業務従事者は、発注者が実施する防災訓練等（本業務実施中に発生し得る災害等を想定したもの）に参加すること。
- (7) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

警備業務実施要領

「国立吉備青少年自然の家警備業務」に係る業務の詳細は、この要領および警備業務勤務時間表によるものとする。

1. 施設屋内外の巡回及び出入口等の施錠・開錠並びに建物内の消灯

(1) 巡回時間及び回数

【通常期】

< 宿泊利用者有りの日 > 3回

- ① 20時00分～21時00分
- ② 22時30分～23時30分
- ③ 5時30分～6時30分

< 宿泊利用者無しの日 > 2回

- ① 20時00分～21時00分
- ② 5時30分～6時30分

【年末年始】 3回

- ① 9時30分～10時30分
- ② 14時00分～15時00分
- ③ 20時00分～21時00分

(2) 巡回箇所

別紙2「平面図」及び別紙3「警備業務日報」のとおり。

事務室を出発地とし、別紙2「平面図」に定められている箇所を遺漏なく巡回すること。

(3) 留意点

- ① 巡回業務が(1)に定める巡回終了時間よりも早く終了した場合は、事務室に待機し、業務を実施すること。
- ② 宿泊利用者有りの日は、巡回時に無線機を携帯すること。
- ③ 宿泊利用者無しの日と年末年始は、巡回で事務室を離れる時は、事務室出入口に当所で定めた表示板を掲示し、出入口は施錠すること。
- ④ 5時30分～6時30分の巡回時、好天時は窓開けをすること。(冬季を除く)

2. 建物、設備、備品等に係る損壊の防止及び発見

(1) 宿泊利用者有りの日は、現場の状況無線機で当所宿直者へ連絡し、その指示を受けること。

(2) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、現場の状況を確認し、必要な場合は、別紙5「職員連絡名簿」により連絡し、その指示を受けること。また、当所職員出勤時に引き継ぐこと。

3. 不審者等を発見した際の発注者への連絡及びその指示による対応

(1) 宿泊利用者有りの日は、現場の状況無線機で当所宿直者へ連絡し、その指示を受けること。

(2) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、現場の状況を確認し、必要な場合は、別紙5「職員連絡名簿」により連絡し、その指示を受けること。また、当所職員出勤時に引き継ぐこと。

4. 火災等緊急事態発生時及び警報機鳴動時における早期対応

- (1) 異常通報が認められた場合は、直ちに現場に急行し、状況を確認のうえ、対応すること。
なお、火災受信機のブザー停止操作については別紙4のとおりである。
- (2) 宿泊利用者有りの日は、現場の状況を無線機で当所宿直者へ連絡し、その指示を受けること。
火災発生の場合には、職員宿直者と協力し、第一に利用者の安全確保を行い、初期消火に努めること。
- (3) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、現場の状況を確認し、必要な場合は、別紙5「職員連絡名簿」により連絡し、その指示を受けること。また、当所職員出勤時に引き継ぐこと。
火災発生の場合には、初期消火を行い、状況に応じ消防署への通報を行うこと。
この場合、消防署への通報は、事務室にある「火災通報装置」により行うこと。
(「火災通報装置」により消防署へ通報すれば、自動で順次当所職員へも火災発生 of 連絡が行われる。)

5. 外部からの電話対応及び利用者等への取次

- (1) 宿泊利用者有りの日は、取次ぎのみを行うこと。対応は、懇切丁寧に行うこと。
- (2) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、「職員が不在である旨」を伝え、必要な場合は別紙「職員連絡名簿」により連絡し、指示を受けること。また、別紙6「来訪者等受付簿」に記入し、当所職員出勤時に引き継ぐこと。

6. 利用者等への対応

- (1) 利用者等への対応は、取次ぎのみを行うこと。対応は、懇切丁寧に行うこと。
- (2) キャンプファイヤー、野外炊事等の残り火の確認及び始末をすること。

7. 電報、FAX及び宅急便等の受領並びに発注者への連絡・引き渡し

- (1) 宿泊利用者有りの日は、取次ぎのみを行うこと。対応は、懇切丁寧に行うこと。
- (2) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、当所職員出勤時に引き継ぐこと。

8. 来所者からの照会等に対する対応

- (1) 宿泊利用者有りの日は、取次ぎのみを行うこと。対応は、懇切丁寧に行うこと。
- (2) 宿泊利用者無しの日と年末年始は、「職員が不在である旨」を伝え、必要な場合は別紙5「職員連絡名簿」により連絡し、指示を受けること。また、「来訪者等受付簿」に記入し、当所職員出勤時に引き継ぐこと。

9. 国旗・所旗の掲揚及び降納（利用者等が行う場合を除く。）

- (1) 当所の定めた時間に、国旗・所旗の掲揚及び降納を行うこと。

10. 新聞の差し替え

- (1) 研修棟の新聞ホルダーに掛けてある、前日の新聞と差し替えること。

11. その他

- (1) 職員の指示により、留守番電話の設定及び解除を行うこと。
- (2) 職員の指示により、山小屋鳴滝、きびの森の扉の鍵を開閉すること。

警 備 業 務 勤 務 時 間 表

【通常期】 令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（年末年始を除く）の期間において、
 <宿泊利用者有りの日>業務開始時間 17：30

17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	45
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	45
事務室待機 (2H)		休憩	巡回 (1H)	事務室待機 (1.5H)		巡回 (1H)	事務室待機 (0.5H)	仮眠 (5.5H)					巡回 (1H)	事務室待機 (2.25H)		

○ 実働 9.25時間, 休憩 0.5時間, 仮眠 5.5時間

【通常期】 令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（年末年始を除く）の期間において、
 <宿泊利用者無しの日>業務開始時間 17：30

17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	45	
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	45	
事務室待機 (2H)		休憩	巡回 (1H)	事務室待機 (3H)			仮眠 (5.5H)					巡回 (1H)	事務室待機 (2.25H)				
			(0.5H)														
			(国旗所旗降納17:40)													(国旗所旗掲揚7:15(夏時間)又は7:45(冬時間))	

○ 実働 9.25時間, 休憩 0.5時間, 仮眠 5.5時間

【年末年始】 各年 12 月 29 日～1 月 3 日 業務開始時間 8：45

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
45	30	30	30	30	30	30	30	30	30
事務室待機 (0.75H)	巡回 (1H)	事務室待機 (1.5H)	休憩	事務室待機 (1H)	巡回 (1H)	事務室待機 (1.5H)	休憩		
			(1H)						(0.5H)

17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	45	
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	45	
事務室待機 (2.5H)		休憩	巡回 (1H)	事務室待機 (1H)	仮眠 (9H)					眠		事務室待機 (1.75H)					
			(0.5H)														
			(国旗所旗降納17:20)													(国旗所旗掲揚7:45)	

○ 実働 13時間, 休憩 2時間, 仮眠 9時間

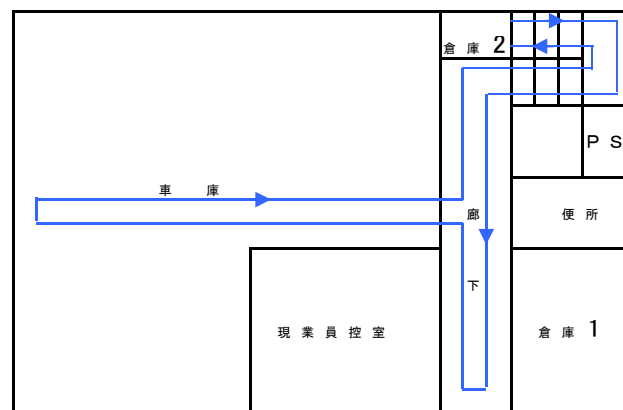
国立吉備青少年自然の家及び周辺の平面図



独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立吉備青少年自然の家警備業務巡回経路

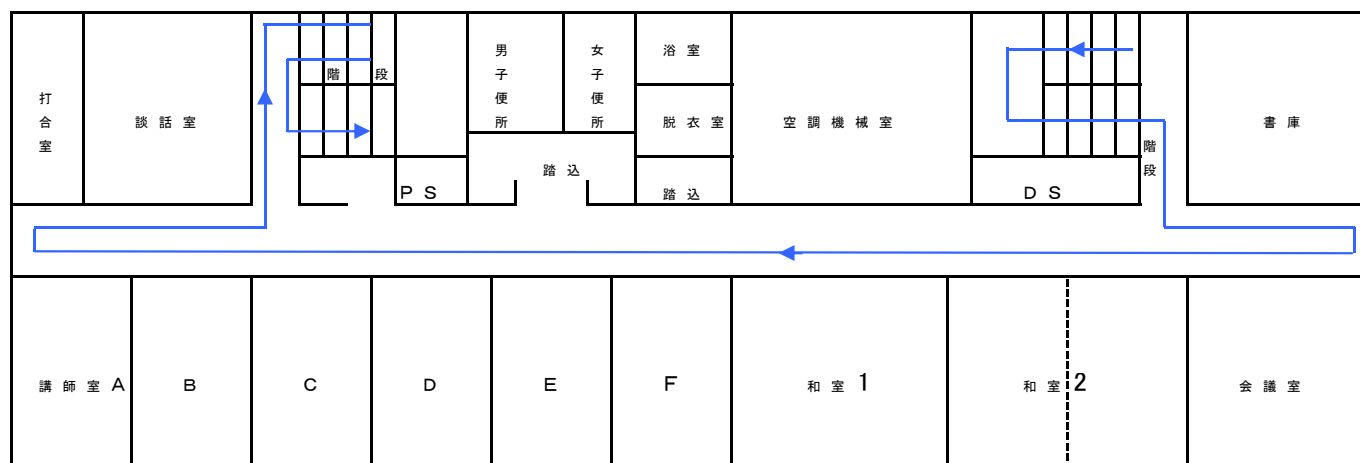
← 巡回経路

平面図



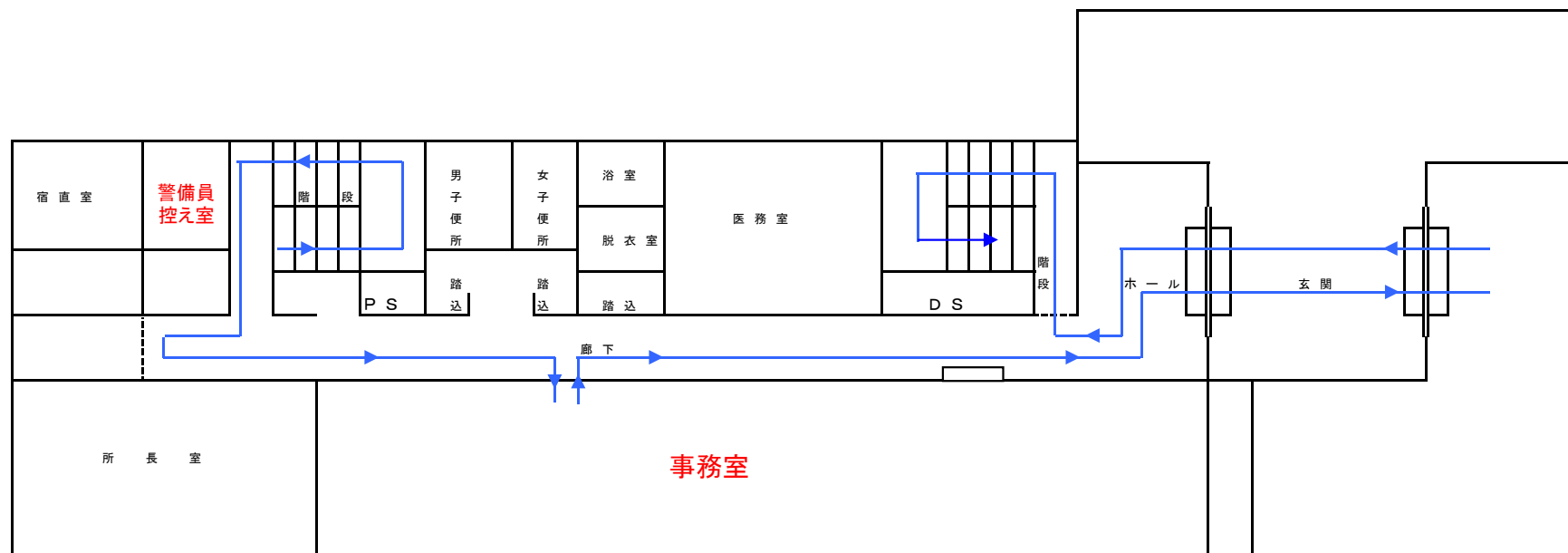
管理棟1階平面図

平面図



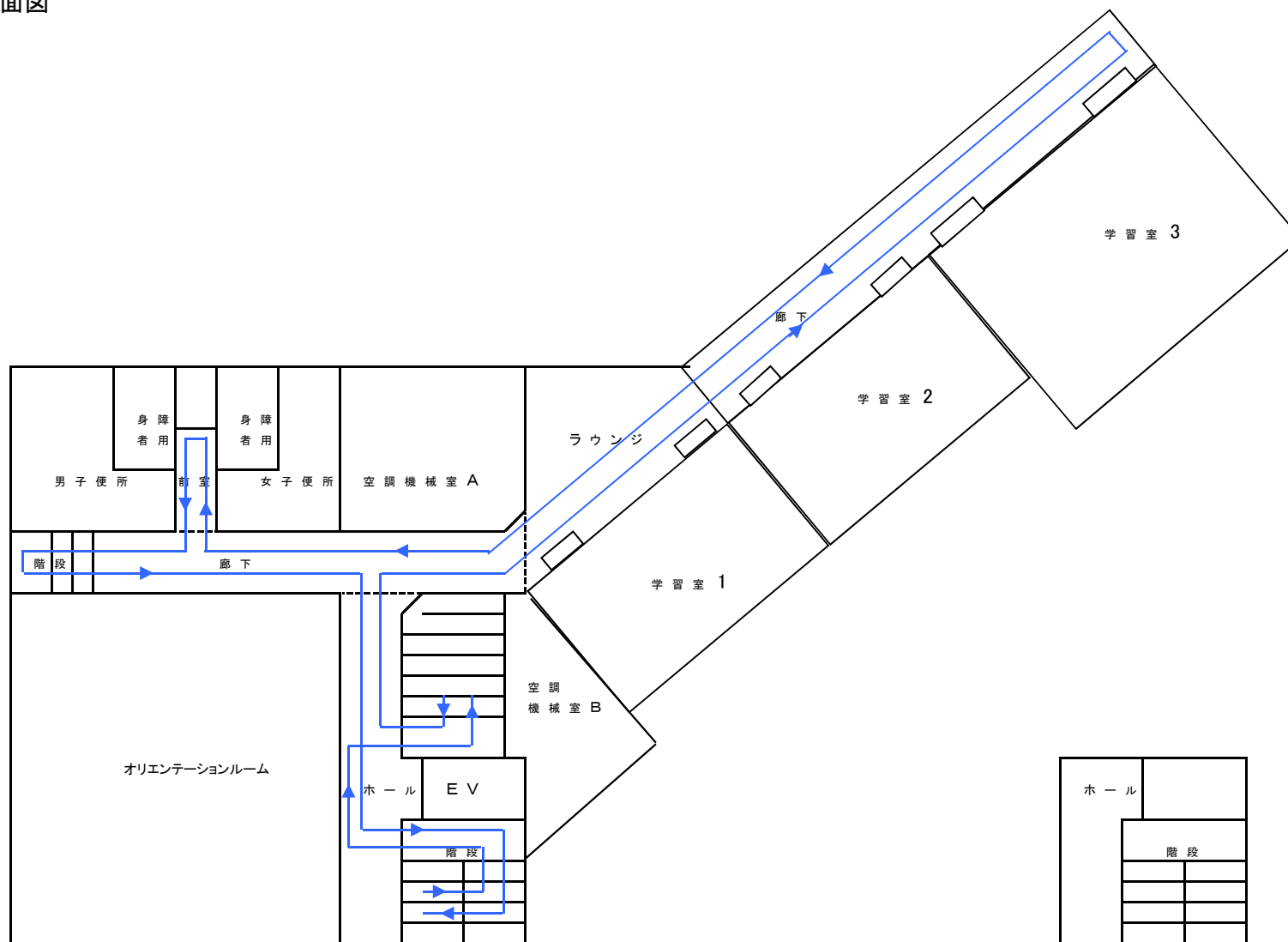
管理棟2階平面図

平面図



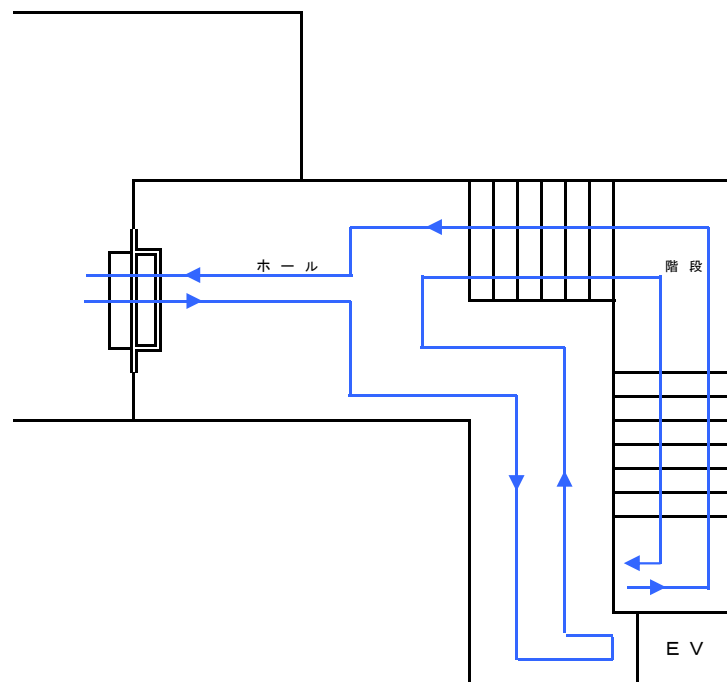
管理棟3階平面図

平面図



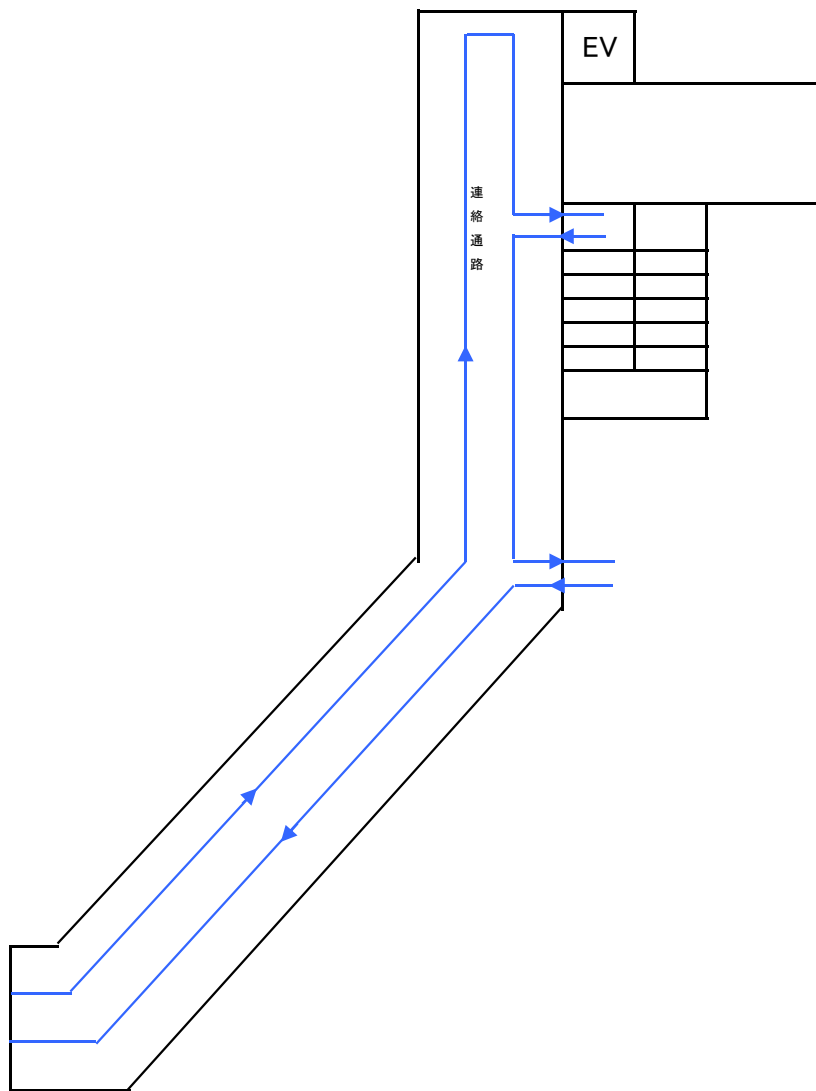
研修棟1階平面図

平面図



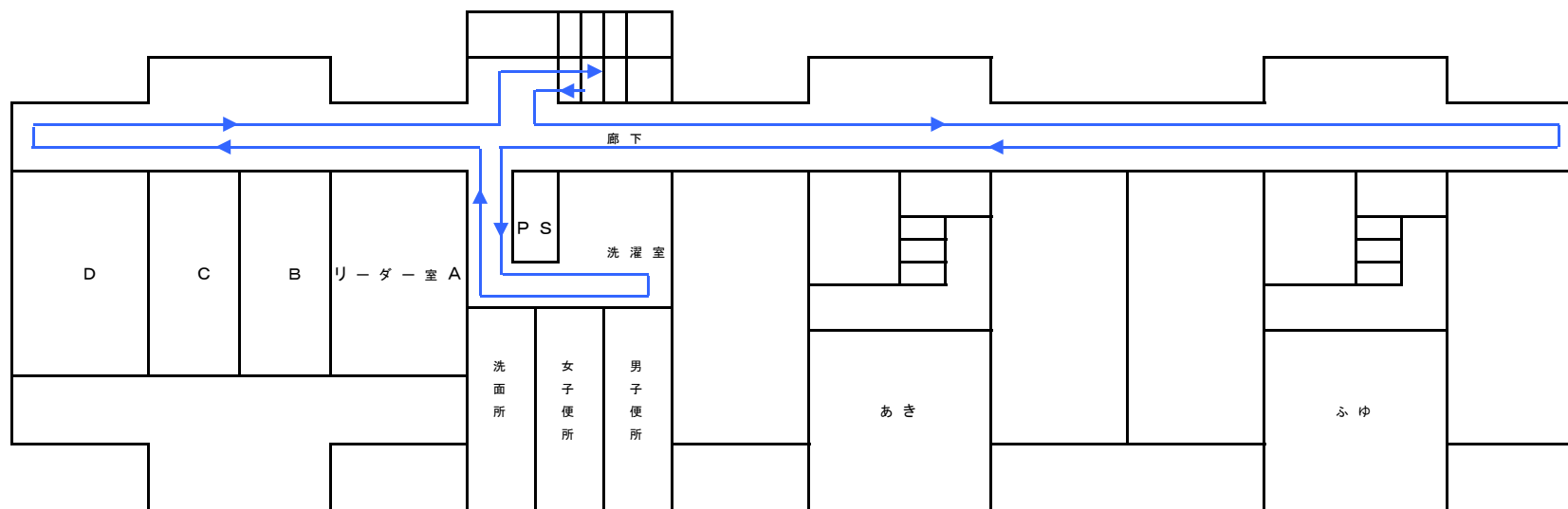
研修棟2階平面図

平面図



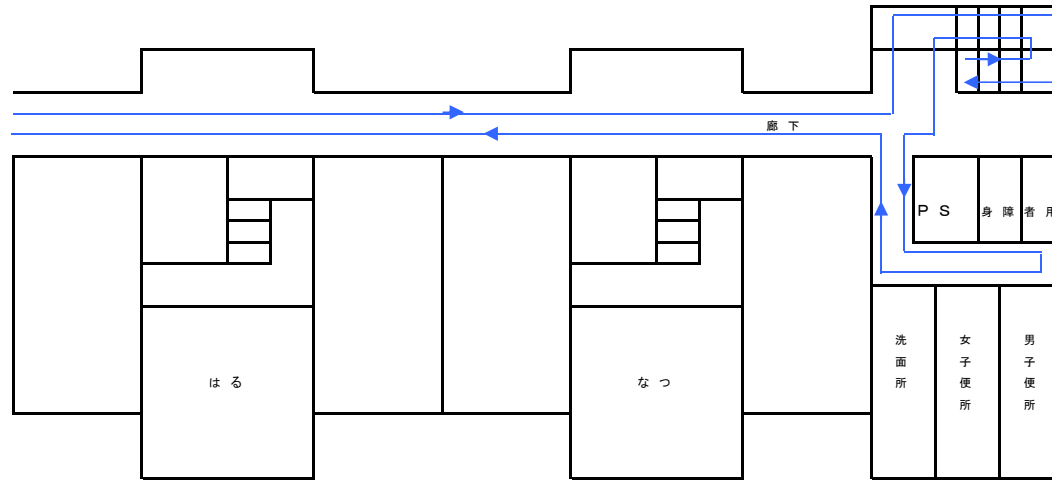
連絡通路

平面図



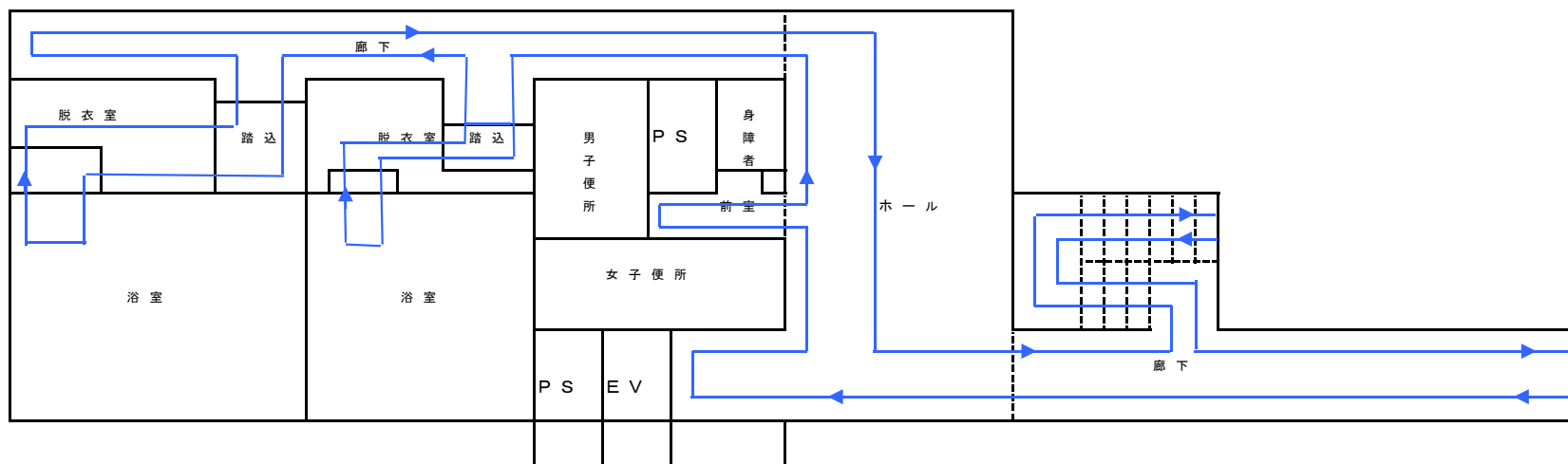
宿泊棟1階平面図

平面図



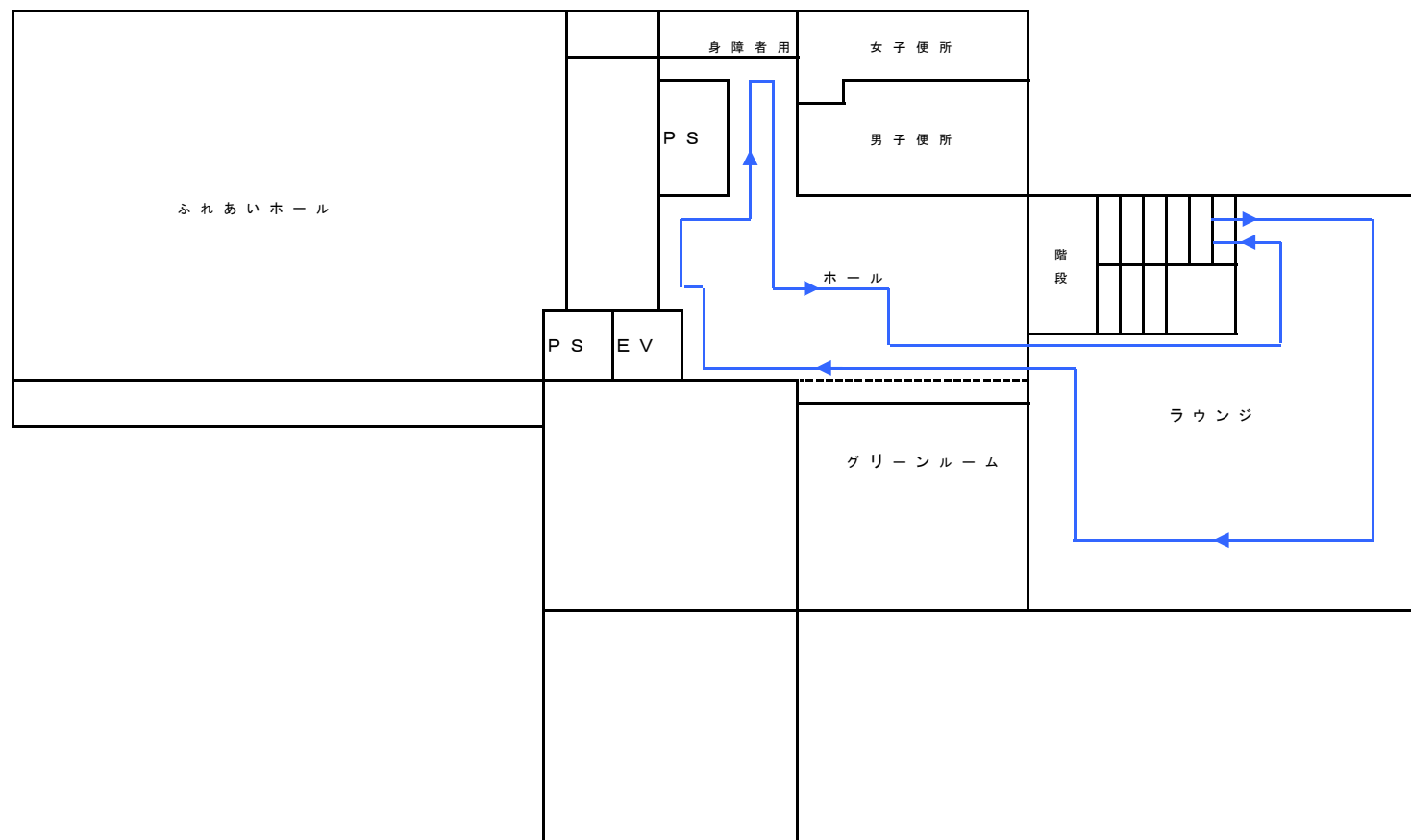
宿泊棟2階平面図

平面図



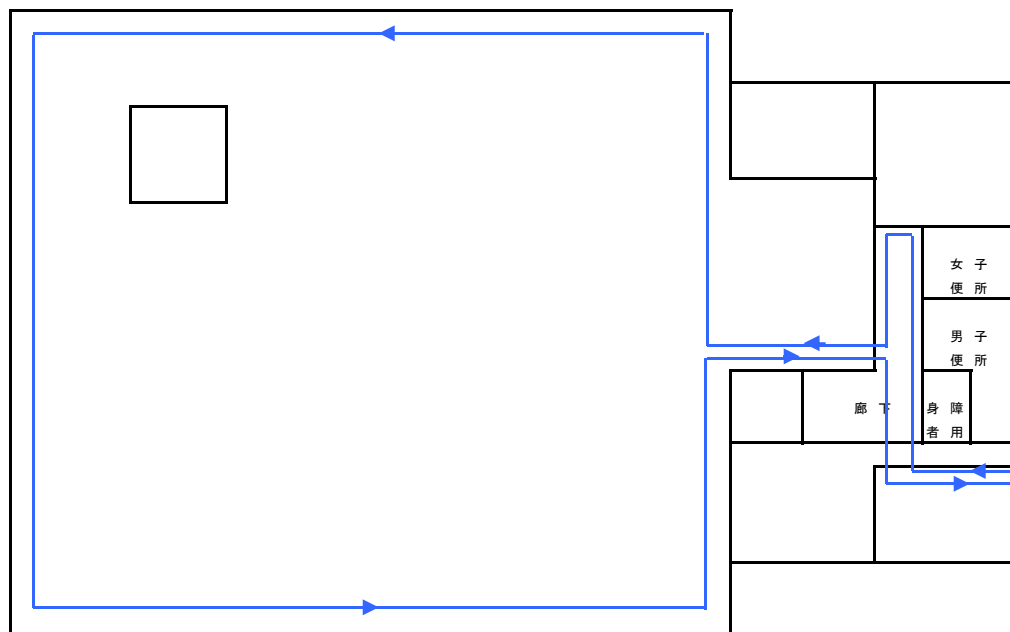
生活関連棟2階平面図

平面図



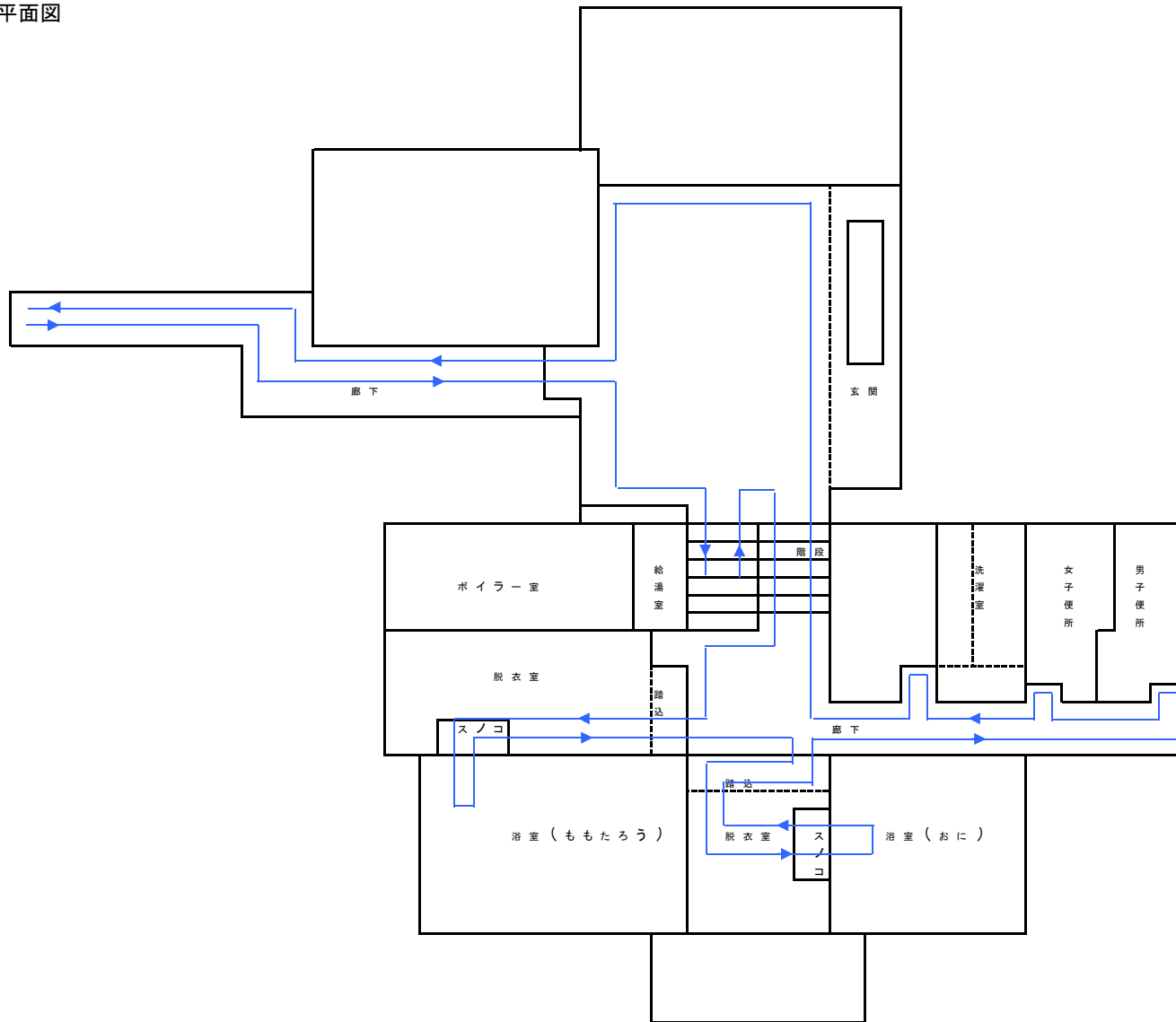
生活関連棟3階平面図

平面図



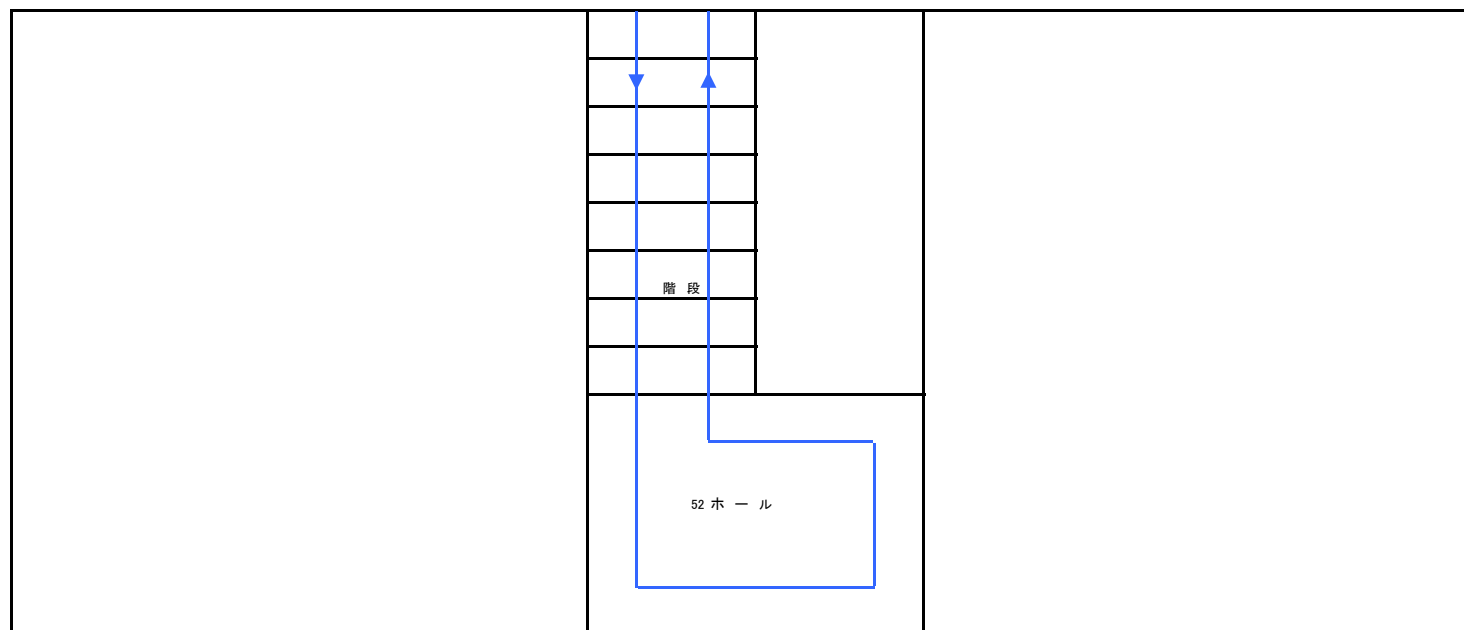
プレイホール平面図

平面図



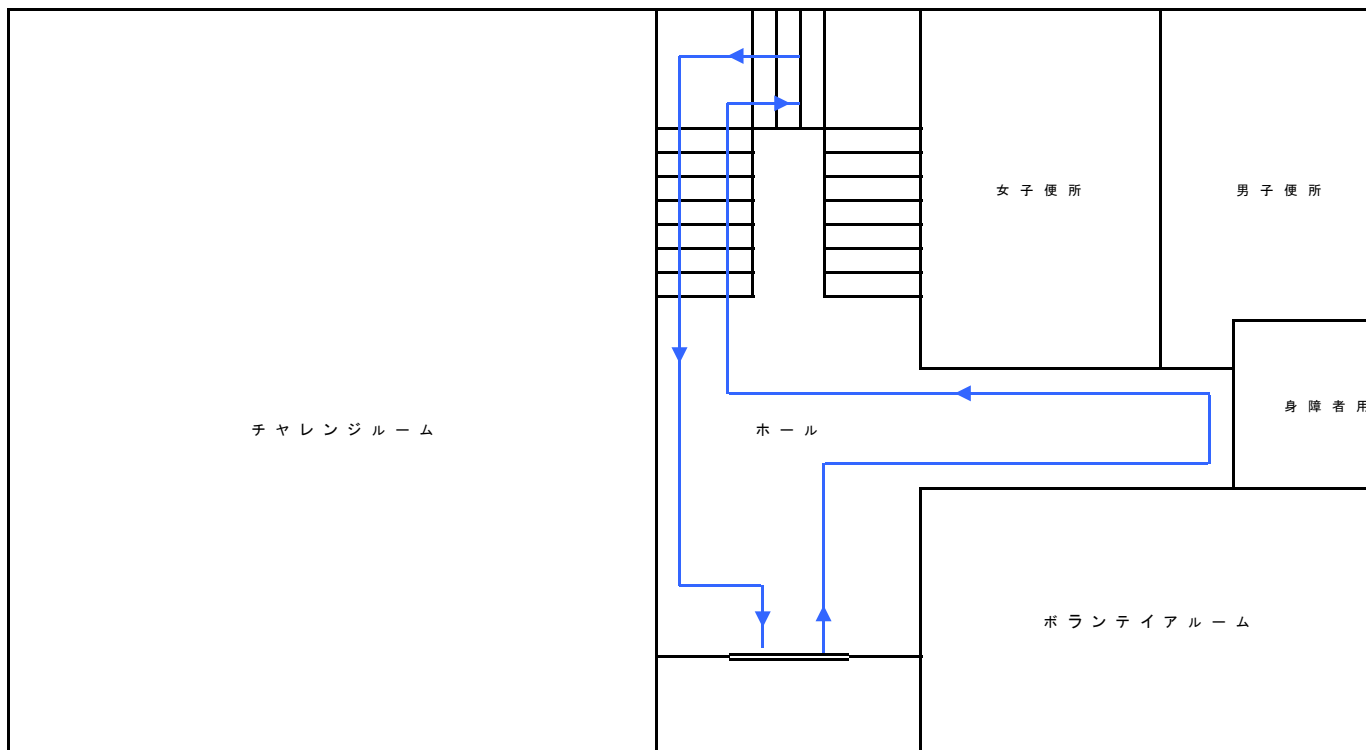
ロッジ1階平面図

平面図



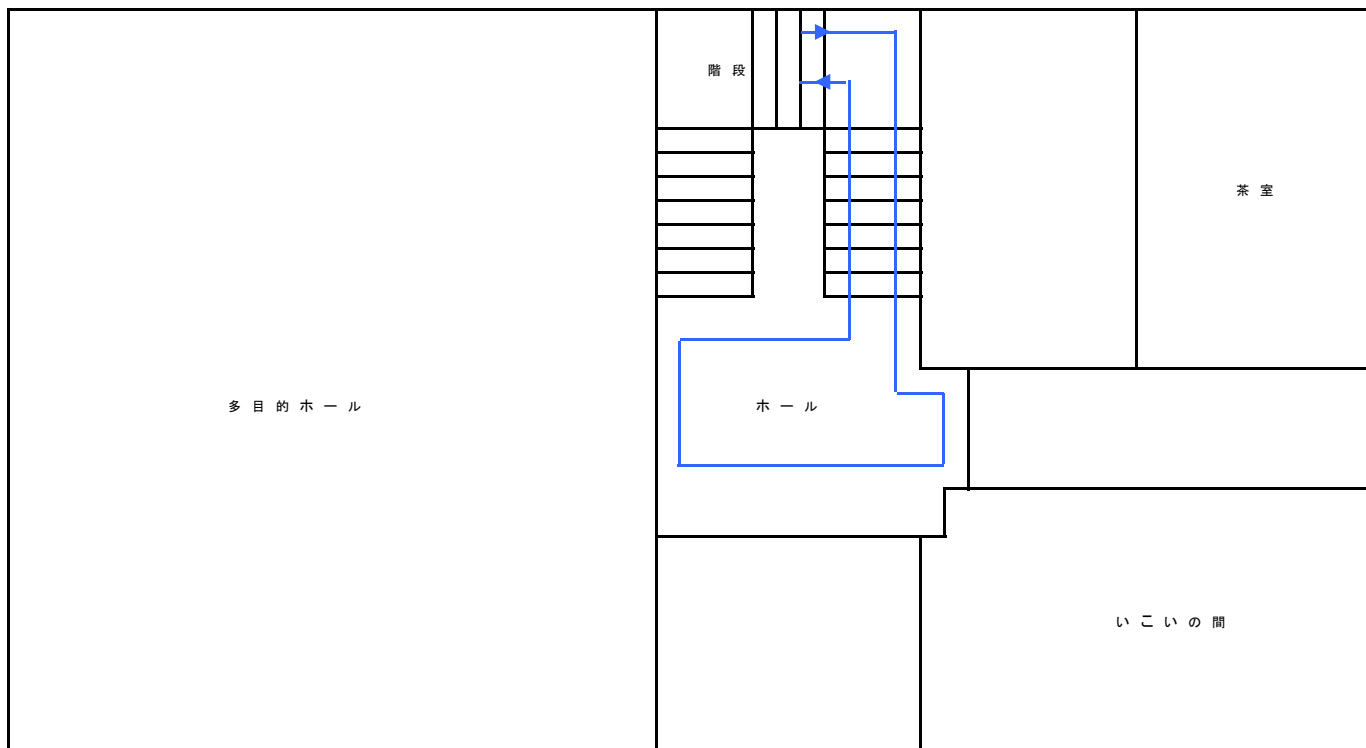
ロッジ2階平面図

平面図



クラフト棟1階平面図

平面図



クラフト棟2階平面図

警 備 業 務 日 報

国立吉備青少年自然の家

次 長	会計担当係長	総務・管理係

業務実施日	令和 年 月 日 ()
-------	--------------------------

天候 気温		利用団体	有 無	業務従事者氏名	印
----------	--	------	-----	---------	---

○業務報告（実施業務及び実施時間、仮眠時間等を時系列で漏れなく記入）

		事務室待機 (17:30~19:30) 休憩 (19:30~20:00)	●利用者有りの場合 事務室待機 (21:00~22:30) ●利用者無しの場合 事務室待機 (21:00~0:00)	●利用者有りの場合 事務室待機 (23:30~0:00) 仮眠時間 (0:00~5:30)	事務室待機 (6:30~8:45)
巡回業務	事務室出発 ※以降、巡回した順番と時刻を記入すること。⇒	1	:	1	:
	巡回箇所		:		:
	生活関連棟3階・2階		:		:
	連絡通路		:		:
	宿泊棟2階・1階		:		:
	研修棟1階・2階		:		:
	管理棟3階・2階・1階		:		:
	利用団体専用駐車場		:		:
	キャンプ場イヌ・キジ・サル		:		:
	クラフト棟1階・2階		:		:
	プレイホール		:		:
	生活関連棟1階外周		:		:
	連絡橋・カッター艇庫		:		:
	鳴滝湖周辺道路・なるたき小屋		:		:
	ロッジ1階・2階		:		:
ロッジ炊飯場		:		:	
	事務室到着		:		:
連絡事項	※不審者及び施設の破損等に関する事項は必ず記入すること。				
対応 (管理係記入)					

警 備 業 務 日 報 (年 末 年 始 用)

国立吉備青少年自然の家

業務実施日	令和 年 月 日 ()			次 長	会計担当係長	総務・管理係
天候 気温		利用団体	有 無	業務従事者氏名	印	

○業務報告 (実施業務及び実施時間、仮眠時間等を時系列で漏れなく記入)

巡回前後の業務 及び 休憩・仮眠時間		事務室待機 (8:45~9:30)	事務室待機 (10:30~12:00) 休憩 (12:00~13:00) 事務室待機 (13:00~14:00)	事務室待機 (15:00~16:30) 休憩 (16:30~17:00) 事務室待機 (17:00~19:30) 休憩 (19:30~20:00)	事務室待機 (21:00~22:00) 仮眠時間 (22:00~7:00) 事務室待機 (7:00~8:45)
巡回業務	巡回箇所	1	1	1	
	事務室出発 ※以降、巡回した順番と時刻を記入すること。⇒				
	生活関連棟3階・2階				
	連絡通路				
	宿泊棟2階・1階				
	研修棟1階・2階				
	管理棟3階・2階・1階				
	利用団体専用駐車場				
	キャンプ場イヌ・キジ・サル				
	クラフト棟1階・2階				
	プレイホール				
	生活関連棟1階外周				
	連絡橋・カッター艇庫				
	鳴滝湖周辺道路・なるたき小屋				
	ロッジ1階・2階				
	ロッジ炊飯場				
	事務室到着				
連絡事項	※不審者及び施設の破損等に関する事項は必ず記入すること。				
対応 (管理係記入)					

火災受信機連動操作盤

① 1階	② 2階	③ 3階	④ 西階段	⑤ 東階段
宿泊棟火災・防排煙	生活関連棟火災・防排煙	研修棟火災	クラフト棟火災・ガス漏れ	プレイホール棟火災
ロッジ棟火災				

火災受信機のブザー停止操作

- ブザー停止スイッチの「受信機音響」の「停止」ボタンを押す。
- 警報が鳴った場所にも火災受信機が設置してあるので、ブザー停止スイッチにより、ブザーを停止する。

●受信機設置場所

宿泊棟（リーダー室A）

研修棟（オリエンテーション室入り口）

生活関連棟（ボイラー監視室）

クラフト棟（便所入口）

プレイホール（放送室）

ロッジ（リーダー室1）

●受信機停止スイッチ写真（参考）



職 員 連 絡 名 簿

『火災等・異常事態発生時』

不 在 時

次長	総務・管理係長	事業推進係長	主任企画指導専門職	会計専門職
----	---------	--------	-----------	-------

【 宿 舎 居 住 者 】

氏 名 等	電 話 番 号

『建物設備等の故障・異常時』

不 在 時

総務・管理係長	会計専門職	総務・管理係員	次長
---------	-------	---------	----

『その他連絡必要時』

不 在 時

総務・管理係長	会計専門職	事業推進係長	次長
---------	-------	--------	----

契 約 書 (案)

契約件名 国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

契約金額 別紙のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和 代理人
理事 横井 理夫 (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」とい
う。) との間において、上記「国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務」(以下「役
務」という。) について、上記の契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(役務の提供)

第 1 条 受注者は、別添仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第 2 条 契約期間は、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(完了報告書の提出)

第 3 条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立吉備青少年自
然の家総務・管理係に提出し、確認を受けるものとする。

(請求書の提出)

第 4 条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立吉備青少年自然の
家総務・管理係に提出するものとする。

(代金の支払)

第 5 条 発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに代金
を支払うものとする。なお、単価契約の定めがある場合は、当該月の実績数量
に契約単価を乗じた代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第 6 条 契約保証金は免除する。

(消費税及び地方消費税)

第 7 条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税
率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(遂行状況報告等)

第10条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第11条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし

たと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

- 2 前項により契約を解除する場合には、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項(1)から(6)の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

(違約金)

第13条 前条第1項の規定(同項(7)を除く。)により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額(総価契約の額と単価契約の単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額。以下同じ。)の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

- 2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

- 2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。
- 3 第2項における損害に起因し、施設利用者の受入れ停止等を行うこととなった場合は、当該損害を賠償するものとする。
- 4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
 - (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
 - (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
 - (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
 - (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
 - (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。
- 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものと

する。

(一般事項)

第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		理事長 古川 和
	代理人	理 事 横井 理夫

受注者	住 所
	氏 名

国立吉備青少年自然の家清掃・警備業務

(1) 警備業務、日常清掃業務（随時清掃業務を除く）及び定期清掃業務

(令和4年10月1日～令和7年3月31日)

金 円（うち、消費税及び地方消費税額 円）

年	月	税抜額 (円)	消費税及び地方消費税額 (円)	税込額 (円)
令和4年	10			
	11			
	12			
令和5年	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			

年	月	税抜額 (円)	消費税及び地方消費税額 (円)	税込額 (円)
令和6年	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
令和7年	1			
	2			
	3			
計				

(2) 随時清掃業務(単価契約)

	税抜単価 (円)	消費税及び地方消費税額 (円)	税込単価 (円)
管理棟2階 浴室・脱衣室			
管理棟3階 浴室・脱衣室			
生活関連棟2階 大浴室(もり) 脱衣室・浴室(洗い場)			
生活関連棟2階 大浴室(もり) 浴槽			
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 脱衣室・浴室(洗い場)			
生活関連棟2階 小浴室(いずみ) 浴槽			
ロッジ1階 大浴室(ももたろう) 脱衣室・浴室			
ロッジ1階 小浴室(おに) 脱衣室・浴室			
野外トイレ キャンプ場イヌ村 トイレ(シャワー室)			

※上記(2)については、税込単価に実施月の実績数量を乗じた金額を支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を支払うものとする。

※消費税及び地方消費税額について

上記(1)については、月額税抜額に、当該金額に消費税率を乗じた金額を加算し、1円未満の端数を切り捨てた金額を月額支払額とする。

上記(2)については、税抜単価に、当該金額に消費税率を乗じた金額を加算し、1円未満の端数に関し、小数点第三位以下を切り捨てた金額を税込単価とする。